

## 平成26年第2回横手市議会3月定例会会議録

---

### 議事日程（第1号）

平成26年2月24日（月曜日）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 議長報告について
- 第 4 平成26年度施政方針に関する説明
- 第 5 平成26年度教育方針に関する説明
- 第 6 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 7 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 8 諮問第 3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 9 諮問第 4号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第10 報告第 4号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解について）
- 第11 報告第 5号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解について）
- 第12 報告第 6号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解について）
- 第13 議案第 3号 横手市の定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例
- 第14 議案第 4号 横手市農業災害復旧事業基金条例
- 第15 議案第 5号 横手市消防本部の消防長及び消防署長の資格を定める条例
- 第16 議案第 6号 横手市いじめ対策委員会設置条例
- 第17 議案第 7号 横手市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例
- 第18 議案第 8号 横手市公告式条例の一部を改正する条例
- 第19 議案第 9号 横手市行政組織条例の一部を改正する条例
- 第20 議案第10号 横手市表彰条例の一部を改正する条例
- 第21 議案第11号 横手市地域局設置条例の一部を改正する条例
- 第22 議案第12号 横手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第23 議案第13号 横手市児童館設置条例の一部を改正する条例
- 第24 議案第14号 横手市営診療所設置条例及び横手市営へき地診療所設置条例の一部を改正する条例
- 第25 議案第15号 横手市大森グラウンド・ゴルフ場設置条例及び横手市都市公園条例の一部を改正する条例

- 第26 議案第16号 横手市消防事務手数料条例の一部を改正する条例
- 第27 議案第17号 横手市生涯学習センター設置条例の一部を改正する条例
- 第28 議案第18号 横手市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例
- 第29 議案第19号 横手市青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例
- 第30 議案第20号 横手市公民館設置条例の一部を改正する条例
- 第31 議案第21号 横手市立図書館設置条例の一部を改正する条例
- 第32 議案第22号 横手市水道事業及び下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の一部を改正する  
条例
- 第33 議案第23号 横手市病院事業の剰余金の処分等に関する条例の一部を改正する条例
- 第34 議案第24号 横手市大森温泉自動分譲施設設置条例を廃止する条例
- 第35 議案第25号 工事請負契約の締結について（大雄地区小学校統合事業 田根森小学校増築及び  
改修等工事）
- 第36 議案第26号 権利の放棄について（市営住宅使用料）
- 第37 議案第27号 権利の放棄について（市営住宅使用料）
- 第38 議案第28号 公の施設の指定管理者の指定について（横手市増田堆肥処理センター・横手市大  
森堆肥センター）
- 第39 議案第29号 公の施設の指定管理者の指定について（横手市大森町中心部活性化施設）
- 第40 議案第30号 公の施設の指定管理者の指定について（横手市山内ふれあい交流センター）
- 第41 議案第31号 公の施設の指定管理者の指定について（横手市大森町生きがい創作館）
- 第42 議案第32号 公の施設の指定管理者の指定について（横手市大雄地域福祉センター）
- 第43 議案第33号 公の施設の指定管理者の指定について（横手市立県南愛児園「ドリームハウス」）
- 第44 議案第34号 公の施設の指定管理者の指定について（横手市サンハイム）
- 第45 議案第35号 公の施設の指定管理者の指定について（横手市山内ほっとパレス「ゆうらく館」）
- 第46 議案第36号 公の施設の指定管理者の指定について（横手市十文字町健康福祉センター）
- 第47 議案第37号 公の施設の指定管理者の指定について（横手市総合技能センター）
- 第48 議案第38号 公の施設の指定管理者の指定について（横手市顧客利便施設こうじ庵）
- 第49 議案第39号 公の施設の指定管理者の指定について（横手市ふれあいセンター）
- 第50 議案第40号 公の施設の指定管理者の指定について（横手市水稻育苗センター）
- 第51 議案第41号 公の施設の指定管理者の指定について（大森農産物食品加工体験施設・山内農林  
産物加工施設）
- 第52 議案第42号 市道路線の廃止について
- 第53 議案第43号 市道路線の認定について
- 第54 議案第44号 平成25年度横手市一般会計補正予算（第9号）

- 第55 議案第45号 平成25年度横手市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）  
 第56 議案第46号 平成25年度横手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）  
 第57 議案第47号 平成25年度横手市介護保険特別会計補正予算（第4号）  
 第58 議案第48号 平成25年度横手市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）  
 第59 議案第49号 平成25年度横手市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第3号）  
 第60 議案第50号 平成25年度横手市介護老人保健施設特別会計補正予算（第3号）  
 第61 議案第51号 平成25年度横手市指定通所介護事業特別会計補正予算（第3号）  
 第62 議案第52号 平成25年度横手市市営温泉施設特別会計補正予算（第4号）  
 第63 議案第53号 平成25年度横手市土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）  
 第64 議案第54号 平成25年度横手市集落排水事業特別会計補正予算（第3号）  
 第65 議案第55号 平成25年度横手市浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算（第2号）  
 第66 議案第56号 平成25年度横手市西成瀬財産区特別会計補正予算（第1号）  
 第67 議案第57号 平成25年度横手市病院事業会計補正予算（第3号）  
 第68 議案第58号 平成25年度横手市水道事業会計補正予算（第2号）  
 第69 議案第59号 平成25年度横手市下水道事業会計補正予算（第2号）  
 第70 議案第88号 平成25年度横手市一般会計補正予算（第10号）

---

## 本日の会議に付した案件

議事日程第1号に同じ

---

## 出席議員（26名）

1 番	高橋和樹	2 番	佐藤徳雄
3 番	立身万千子	4 番	斎藤勇
5 番	小野正伸	6 番	遠藤忠裕
7 番	土田百合子	8 番	寿松木孝
9 番	播磨博一	10番	青山豊
11番	加藤勝義	12番	奥山豊和
13番	本間利博	14番	菅原正志
15番	土田祐輝	16番	佐藤清春
17番	佐藤忠久	18番	塩田勉
19番	佐々木喜一	20番	佐藤誠洋
21番	高橋聖悟	22番	木村清貴
23番	阿部正夫	24番	齋藤光司

25番 菅原 惠悦

26番 佐々木 誠

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者（29名）

市長	高橋 大	副市長	佐藤 良吉
教育委員会委員長	二階堂 衛	教育長	伊藤 孝俊
総務企画部長	浮嶋 伸	財務部長	石山 清和
市民生活部長	小丹 茂樹	健康福祉部長	柴田 恒宏
産業経済部長	遠藤 久志	建設部長	照井 康晴
上下水道部長	鈴木 弘志	教育総務部長	小川 良平
教育指導部長	佐藤 稔	消防長	伊藤 弘明
市立横手病院 総務課長	高橋 功	市立大森病院 事務局長	金澤 和彦
総務企画部次長 兼 人事課長	皆川 規和	総務企画部次長 兼 市長公室長	小田嶋 利宏
総務企画部長 総務課長	佐藤 亮	総務企画部長 経営企画課長	渡部 幸伸
財務部財政課長	三浦 淳	横手地域局長	武田 浩一
増田地域局長	遠藤 晴美	平鹿地域局長	高橋 嘉
雄物川地域局長	杉山 哲	大森地域局長	高山 勇光
十文字地域局長	鈴木 淳悦	山内地域局長	照井 礼司
大雄地域局長	小松田 文夫		

---

事務局職員出席者

局長	高橋 実	総務担当主査	小田嶋 あけみ
議事調査担当主査	長瀬 肇	議事調査担当主査	松井 尊臣

◎開会及び開議の宣告

○木村清貴 議長 おはようございます。

ただいまから平成26年第2回横手市議会3月定例会を開会いたします。  
直ちに本日の会議を開きます。

---

◎会議録署名議員の指名について

○木村清貴 議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、7番土田百合子議員、8番寿松木孝議員を指名いたします。

---

◎会期の決定について

○木村清貴 議長 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から3月19日までの24日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、会期は24日間と決定いたしました。

---

◎議長報告について

○木村清貴 議長 日程第3、議長から議長報告、市長から請願の処理の経過及び結果の報告書、監査委員から例月現金出納検査報告書が提出されましたので、お手元に配付しております。

---

◎市長の平成26年度施政方針に関する説明

○木村清貴 議長 日程第4、市長より平成26年度施政方針に関する説明を求めます。市長。

【高橋大 市長登壇】

○高橋大 市長 おはようございます。

平成26年3月横手市議会定例会の開会に当たり、市政運営に関する基本方針と平成26年度予算案について、主要な施策とその概要を説明いたしますので、市民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

初めに、昨年11月上旬の大雪から、断続的な降雪に見舞われていることしの冬ではありますが、年明けの猛烈な寒波により降り続いた雪は、1月14日、積雪深179センチメートルを記録するなど、平年の3倍に及ぶ積雪となりました。

市ではこの状況から同日1月14日、平成23年豪雪以来の3年ぶりに大雪対策本部を設置し、市民の皆様への安全・安心な生活の確保に懸命に取り組んだところであります。しかし、残念ながら雪おろし作業中の事故が相次ぎ、建物や農業施設などにも多数の被害が発生いたしました。事故によりお亡くなりになりました方々に哀悼の意を表するとともに、ご遺族の方々に心からお悔やみを申し上げます。また、被害に遭われた皆様には心からお見舞いを申し上げます。

この大雪への対策として、市が発注する公共工事の請負業者に一時的に工事を中止するよう要請し、各事業所の人材と機材を民家の雪おろしに割り当てていただくようお願いいたしました。また、市内の除排雪状況等については、市のホームページや安全・安心メール、市報、チラシ、横手かまくらFMなどあらゆるメディアを通じ、随時市民の皆様へ情報を発信したほか、民生児童委員や消防団員などからもご協力をいただき、各地域の高齢者などの見守りを実施したところであります。

この間、当市における大雪の状況を視察いただいた内閣府の西村副大臣を団長とする政府調査団や国会議員に対しましては、その状況について直接申し上げ、また私みずからが国の機関や国会議員を訪問し、農業被害に対する特別な支援や除雪対策費の特別交付税の算定などについての要望書を提出したところであります。

なお、このたびの大雪に対しては、国や県からの除雪機などの貸与や企業のご支援により集中的に除排雪作業を行っていただいたほか、市内の各地域でボランティア活動が行われ、釜石市の小・中学生を初め市内外の企業や団体、中高生など多くの皆様から、ひとり暮らし高齢者の住居や福祉施設の除排雪をしていただきました。また、友好都市である那珂市、厚木市を初め企業や団体、個人の方からも寄附金などさまざまな形でのご支援をいただいたところであります。皆様のご協力とご支援に心から感謝を申し上げます。今後は、雪解けによる被害の発生も考えられますので、引き続きしっかりと対策を講じてまいります。

さて、さきで開催された第186回通常国会の施政方針演説で安倍首相は「地方経済の中核は、農林水産業である」と述べました。私は、横手は「日本一食の生産に適した地」であり、その品質と味はどこにも負けないと考えております。このため、平成26年度当初予算編成に当たっては、基幹産業である農業に特に力を入れ、横手産農産品のブランド化を推進するための施策や支援体制について盛り込んだところであります。

次に、経済状況であります。東北財務局がまとめた昨年10月から12月期における秋田県内の経済情勢は「緩やかに持ち直している」とされ、今年4月からの消費税増税前の駆け込み需要による個人消費の高まりや一部に厳しさが見られるものの、雇用情勢については経済対策の効果などを背景に景気の持ち直しが期待されております。

ことは、年明け早々「スポーツ立市よこて」を宣言している当市にとって、うれしい出来事がございました。春の高校バレー2014における雄物川高校の全国ベスト4入りや第2回チャンピオンズカップ横手東北中学校新人バスケットボール大会での横手明峰中学校男子チームの優勝、また、全県ミニバス

交歓会での旭スターキッズの優勝や全県高校新人バスケットボール大会での平成高校の快挙など、その活躍は市民に勇気と希望を与えてくれました。

今後は2020年の東京オリンピック・パラリンピックや、その前に開催される各種国際競技大会などを視野に、当市からも選手を輩出できるよう関係機関と連携して育成活動を進めるほか、各種大会などに出場する選手の合宿誘致を図ることを目的として、官民一体となった組織を立ち上げ、スポーツを通じた地域活性化の機運を高めるための施策に取り組んでまいります。

組織機構改革並びに関連事業についてでございます。

3点ございますが、1つ目の市長室移転についてでございます。

昨年12月議会定例会の一般質問でお答えしたとおり、私は常に市民との対話を重視し、市民目線で政策を進めてまいります。このため、私と市民の皆様がよりコミュニケーションを図りやすい環境と機会をつくるため、市長室を南庁舎から横手庁舎へ移転する準備を現在進めているところであります。

これに伴い、幾つかの部署も同時に移転を行うこととしており、一例を挙げますと総務企画部を現在の南庁舎から横手庁舎に、また、教育委員会事務局をかまくら館から南庁舎に、農業委員会事務局や横手地域局を横手庁舎から南庁舎への移転などを実施いたします。

これにより、かまくら館については以前と同様に市民の皆様が利用できるようになることや横手庁舎1階を今以上にさまざまな相談や申請を受け付ける総合窓口へと機能アップしていくこと、新たに南庁舎においても簡易な証明書が発行できることなどサービスも可能となります。さらには、合併以前のように市民の皆様が南庁舎の講堂を利用できるよう検討を開始してまいります。

また、市議会との物理的距離の短縮という点においても、市政の両輪である市議会と私が、より十分な話し合いができる環境になることで、今まで以上に一体となって、市政運営に取り組んでいけるものと期待しております。さらに、一層の機能集約がなされることにより、市長部局を中心とした意思決定のスピードを向上させ、社会情勢の変化に迅速に対応する体制の構築を図ってまいります。

市民の皆様、議会の皆様には間もなく合併後10年を迎えようとしているこの横手市が、今まさに新しいステップを踏み出そうとしているということをご理解いただき、ご協力お願いいたします。なお、これにより関係する条例の一部改正案を今議会に提案しております。

2点目であります。

農林部の新設についてでございます。

近年の農業を取り巻く厳しい情勢の中において、次世代が希望を持てる産業としての農業を強化するため、また農業を全市的に応援していく体制を強化するため、平成26年度より農林部を新設することといたしました。

農業は当市における基幹産業であるとともに、市内の環境、文化、景観などに幅広く影響し、地域コミュニティ形成の中心にもなっている産業であります。そのため、これから「つくること・食べること・提供すること」を1つのプロセスとして捉え、全市民と一緒に、横手市の農業の形を考えて

まいります。

農林部の構成につきましては、これまでの農業政策課、農業振興課、農林整備課、マーケティング推進課及び実験農場に加え、地域価値創造戦略室を配置し、戦略的な計画に基づいた農業振興策を進めてまいります。これにより、現在の産業経済部の施策は、農業分野を主体とする農林部と商工業及び観光分野を主体とする商工観光部が引き継ぐこととし、今後は連携を保ちながら、より特化した形で施策を展開してまいります。

3点目、地域価値創造構想策定事業についてであります。

平成26年1月から総務企画部に地域価値創造戦略室を置き、横手市の地域価値を高める方策として、基幹産業である農業の振興と食育のための拠点施設を整備する構想の策定に着手しております。

この拠点施設については、栽培実証実験や農業者の栽培技術研修、農家への種苗提供など、実験農場が従来から持つ機能を強化するほか、農業者の情報交換・農業者と消費者の交流、農産物の市場動向や消費者の需要などの調査機能を持たせることにより、農家の技術力と農産物のレベル向上につながる情報提供を行いたいと考えております。また、6次産業化を推進するための加工技術の研究や試作品の製造、農産物の消費拡大と集客のための直売や食事の提供の場を設け、これらの設備を利用しながら総合的な食育を行い、市民はもちろん施設を訪れた方々に横手産農産物と食の応援団になっていただくことを目標としております。

現在、実験農場にはこうした機能を整備する敷地に余裕がございませんので、複数の既存施設の利活用を視野に入れ、施設の内容や立地・運営方法などの検討を進める予定であります。なお、平成26年度当初予算には、構想を策定するための経費を計上しており、平成27年度以降の事業化を目指したいと考えております。

続きまして、平成26年度予算案についてでございます。

一般会計予算総額は、554億7,800万円で、前年度の当初予算額と比較して53億7,200万円、率にして10.7%の増としております。

これは、常態化しつつある豪雪対策のための除雪費の増額、頻発する農業災害に対応するための農業災害復旧事業基金の造成などを初め、少子化及び高齢化対策、産業振興と雇用の確保、安全安心など山積する地域の課題に果敢に立ち向かい、活力があり暮らしやすい地域づくりを図り、本市が秋田県のリーディングシティとなるための手がかりとして、市町村合併後最大となる大型予算案を編成したものであります。

普通交付税の合併算定替特例の終了が間近に迫るなど、市財政は今後厳しさを増していきますが、将来の財政見通しを常に念頭に置きながら、有利な特定財源の確保と効率的、効果的な施策の実施を図ってまいります。

さて、歳入であります。市税では前年度比微増の79億6,832万6,000円を見込んでおります。また、地方消費税率の変更に伴い、地方消費税交付金を前年度当初比61.6%増の14億2,200万円としておりま



す。

地方交付税につきましては、1.5%増の206億5,200万円としております。地方財政計画では地方交付税総額が減額されておりますが、これまでの交付実績などを考慮し、増額としたものであります。

繰越金については、通年ベースで見積もり、6億3,893万5,000円増の13億1,278万円とし、市債についてはクリーンプラザよこて整備事業、小学校統合事業などで35%増の88億8,670万円としております。

主な事業であります、「人にやさしく住みよいまちづくり」では、クリーンプラザよこて整備事業、くらしのみちづくり事業などにより、インフラ整備を進めてまいります。

「安心して住みよいまちづくり」では、雪対策の充実強化、防災力向上事業などにより、災害に強いまちづくりを推進します。

「やさしさあふれ元気なまちづくり」では、子ども子育て支援事業、学童保育事業、予防接種事業などにより、福祉サービス及び子育て環境の充実を図ります。

「豊かな自然と調和した活力あふれるまちづくり」では、企業振興・奨励金、食の魅力アップ事業、重伝建整備事業などにより、産業の育成振興と雇用の創出に努めてまいります。

「みんなが学びうるおいのあるまちづくり」では、小学校統合事業、スクールバス購入事業、スポーツのまちづくり事業などで、市民の皆様の多様な活動の充実を図ります。

「あなたの知恵・あなたが主役のまちづくり」では、元気の出る地域づくり事業などにより、特色のある地域づくりを推進してまいります。

また、当市の抱える喫緊の課題に的確に対処していくため、優先課題推進事業を設けました。その内容といたしまして、国民文化祭事業、地域価値創造構想策定事業、起業家育成事業、任意予防接種助成事業、スポーツ立市よこて推進事業などを計上しております。

次に、特別会計におきましては、国民健康保険特別会計など21の特別会計総額で、前年度と比較して1.8%増の272億6,541万円としております。

病院事業、水道事業並びに下水道事業からなる企業会計では、前年度比3%増の176億3,379万円を計上しております。

これらにより、平成26年度全会計予算総額では、前年度比6.8%増の1,003億7,720万円としております。

続きまして、平成26年度主要施策等について。

まず、まちづくり施策についてであります。7点ございます。

1点目、総合計画について。

当市のまちづくりの基本指針となっている横手市総合計画「スクラムプラン」については、平成27年度で終期を迎えることとなっております。平成26年度は現在の総合計画に記載されている施策の目標に対する達成度を検証し、市民の皆様の満足度を把握した上で、平成28年度から始まる新たな総合計画の策定に着手します。

加速する人口減少や少子高齢化、自然災害への対応、財政規模の縮小など問題は山積しておりますが、これらの状況を踏まえながら、将来の横手市に希望と愛着が持てるよう、市民ニーズを的確に反映した計画づくりを目指してまいります。

2点目の地域づくりについてであります。

平成26年度地域づくり協議会は、委員の改選を迎えます。現在の委員の皆様には、地域の理念などを掲げた地域づくり計画の策定やさまざまな案件について活発に議論いただきました。これまでの熱意あふれる取り組みに心から感謝申し上げますとともに、新たな委員の方々とともに地域の特色を生かしたまちづくりを進めてまいります。

地域づくり協議会につきましては、住民と行政の協働意識の醸成に向け、協議会の役割を見直しながら継続いたします。地区会議におきましても、住民主体のまちづくりが進められており、元気な地域の創造と発展を目指し、今後も支援を継続してまいります。

住民の満足度を向上させるには、地域づくり協議会と地区会議が協力し合うことが不可欠であります。地区会議の担当職員が地域づくり協議会と住民とのパイプ役を担い、まちづくり活動をサポートすることにより、両組織の連携強化に努めてまいります。

元気の出る地域づくり事業のソフト事業については、平成26年度からスタートする地域づくり計画に基づき、委員の皆様と連携しながら事業を展開してまいります。ハード事業については、各地域局において、計画に含まれている事業を実施するほか、身近な地域要望に迅速に対応するため、元気の出る地域づくり事業とは別に一定の予算を確保し、より安全・安心な住みよい地域づくりを進めてまいります。

3点目、公共交通についてであります。

昨年10月から新しい公共交通システムとして、横手デマンド交通と横手市循環バスの本格運行を開始しております。12月には平日と休日の2日にわたり、循環バスの利用状況及び運行内容などについて、利用者に直接聞き取りをするアンケート調査を実施しております。利用者の皆様からは「通院や買い物などの移動手段として便利、継続してもらいたい」などの感謝の声や「朝夕の便の時間帯をもう少しずらしてもらいたい」など要望の声もいただいております。今後も運行事業者と協議を重ねながら、さらに利便性を高めるよう努めてまいります。

また、循環バス運行に伴う民間バス路線の編成・効率化の協議や代替交通・コミュニティバスの運行形態について、運行エリアごとに検証を行うなど、将来にわたり持続可能な公共交通システムの構築を目指してまいります。

4点目、空き公共施設の利活用についてであります。

昨年11月に策定した「公共施設跡地利活用に係る基本方針」に基づいて取り組みを進めており、地域の声を第一に、地域の課題や地域における必要性を優先的に考えることとしております。対象となる施設ごとに期限を設けた上で、地域住民の皆様のご要望などを集約し、利活用のあり方を検討してまいります。

なお、地域からの要望がない場合には、市の施設としての再利用について検討を行うこととしており、現在構想の段階にある公文書館や後三年合戦の関連施設などに関して、具体的な協議を進め、平成26年度には一定の方向性を決定したいと考えております。

市の施設として活用しない場合には、貸し付け条件や支援策を決定し、平成26年度から民間企業などへの公募を実施いたします。地域の活性化につながるよう検討を行いますが、利活用の方法を決定する場合におきましても、地域の皆様と十分に話し合った上で進めてまいります。

閉校・閉鎖後の建物や用地をそのまま持ち続けることは、維持管理に多大な費用を要し、財政的には大変厳しい状況となります。地域からの要望に基づく利活用、市の施設としての再利用、民間企業などへの貸し付けなどの検討後においても、なお利活用の方策を見出すことができない施設については、財源の確保を図りながら順次解体工事を進めるため、建築年数や耐震性などを踏まえ解体計画を策定し対応してまいります。

5点目、国民文化祭についてであります。

第29回国民文化祭・あきた2014までいよいよ200日余りとなりました。開催事業については昨年実施したプレイベントを検証し、今後は実施本部を立ち上げるなど具体的な準備作業を進めてまいります。また、本番前に国民文化祭の機運を盛り上げるため、6月には100日前のプレイベントを開催する予定であります。JR横手駅や市内の道の駅、主会場となる秋田ふるさと村などにPR看板を設置するなど、さらなる啓発活動にも取り組んでまいります。

市民の皆様には市報や横手かまくらFMなどを通じて周知を図るとともに、多くの方々に国民文化祭にかかわっていただき、開催事業を通じてたくさんの感動を得られるよう、また横手市の魅力を全国にアピールしてまいりますので、引き続きご支援をお願いいたします。

6点目、重要伝統的建造物群保存地区の活用についてであります。

横手市増田伝統的建造物群保存地区につきましては、昨年12月27日付の官報において告示され、国の重伝建地区に選定されたところであります。平成26年度から始まる修理修景事業に向け、建物の所有者との調整や国への補助申請の手続も大詰めを迎え、いよいよ重伝建地区を核としたまちづくりが本格的にスタートしようとしております。

重伝建地区に選定されたことによる経済効果は、観光客の増加によるものだけにとどまらず、建設事業者や農業者など多方面に好影響を及ぼすものと考えられます。横手市全体のさまざまな分野でこれをチャンスと捉え、今後のまちづくりに生かせるよう積極的に事業を推進してまいります。

この重伝建地区を含む周辺地域に対して行う街なみ環境整備につきましては、委員会による検討を進めており、整備の内容やまちづくりのルールなど基本計画を平成25年度内に決定いたします。平成26年度は、環境整備に係る実施設計の委託や用地取得、一部工事着手を予定しており、引き続き地元への説明会を開催し、住民合意によるまちづくりを進めてまいります。また、十文字駅周辺の地域につきましても、増田地域との連携を見据えた市南部の玄関口にふさわしいまちづくりを地域の皆様とともに検討

してまいります。

なお、これらの事業を進める上で最も重要視しなければならないのは、来街者の利便性の向上はもちろん、そこで暮らす地域の皆様の生活環境の向上と後継者不足の解消であります。これは市全体の課題であり、重伝建地区を中心に市内のモデルとなるような取り組みが展開できるよう、関係機関やまちづくり団体などとの連携をこれまで以上に強化してまいります。今後、長い時間をかけての取り組みとなりますので、次世代に自信を持って引き継げるよう努力してまいります。

7点目、横手市地域防災計画と県総合防災訓練についてであります。

市の地域防災計画につきましては、平成25年度に発表された県の地震被害想定調査と見直しされた県地域防災計画の内容に照らし合わせ、全面改訂を行ってまいります。計画の改訂に当たっては、防災会議委員として任命した市民の皆様より、女性や高齢者、障害者などさまざまな立場からのご意見をいただいております。

また、当市のような豪雪地帯では積雪期における地震の被害が最も心配されるため、積雪期の防災・減災の対応の強化が急務と認識しております。陸上自衛隊などの防災関係機関の参加を得て行う冬季の防災訓練の実践、秋田大学との連携による学術的な見地の導入などにより、積雪期の防災計画の策定も進めてまいります。

次に、県の総合防災訓練であります。平成26年度は横手市を会場に行われます。これまでに比べ、「地域の特性に応じた重点を絞った訓練」「住民・企業などの参加型訓練」など特徴を持たせ、防災関係機関の機能の確認と連携強化のみならず、市民の皆様が「みずからが何をすべきか」を考える機会となるよう取り組んでまいります。また、被災地後方支援拠点構想の具体化を検証できる絶好の機会と捉え、この成果と課題を地域防災計画の改訂に生かすとともに、救急医療活動及び総合支援本部として必要な屋内活動拠点施設の整備について、引き続き国や県に積極的に働きかけてまいります。

続きまして、生活環境施策について、2点ございます。

1点目、クリーンプラザよこて整備事業についてであります。現在関係する監督官庁に対し施設の設置に必要な手続を進めており、この準備が整う3月上旬から建物本体の建設工事に着手いたします。工事に当たっては、昨年6月に「さかえ市民会議」などと締結した工事協定書を遵守して、周辺環境や付近を通行する方々への安全対策に万全を期してまいります。

次に、現在の3つの施設ごとに異なるごみ分別区分の統一についてであります。新施設が本稼働するまでに新たな分別区分に移行いたします。

新たな分別区分は、循環型社会の構築に向けて可能な限り、再利用と再資源化を図るため、4種17分別といたしました。瓶類の色別収集を実施している南部・西部地区の分別区分をベースに、ガラス・瀬戸物類や金属類、小型家電などを新たに追加する内容で、資源化率の向上と埋め立て最終処分量の削減を目指します。また、多岐にわたる分別区分や冬季における降雪に対応するため、ごみの出し方についても集積所備えつけのコンテナに分けて出していただく、現在の西部方式に統一いたします。これによ

り、ごみ集積所に大型集積庫の整備が必要となることから、平成26年度から現在の補助制度を大幅に拡充して、その普及に努めてまいります。こうした新たな分別区分の収集を円滑に移行していくため、分別収集モデル事業を拡大するとともに、4月以降には各地区会議やアパート事業者への説明を行い、積極的に周知活動を進めてまいります。

2点目、空き家対策についてであります。

空き家条例に基づく所有者の管理責任をより明確にしながら、市民や周囲における安全の確保を最優先に事業を実施してまいります。老朽危険空き家の解体補助事業と跡地活用事業は、実施から3年目となりますが、この2年間で危険な空き家の解体が進み、一定の成果が上がったことから、平成26年度を一区切りとして、倒壊など危険性の高い空き家の解体や除去を進めます。

当面する危険な空き家の除去後は、所有者みずからが適正に管理できる体制とその環境整備のため、民間団体などによる空き家管理代行の検討を行い、関係団体との連携と協議を深めてまいります。また、空き家利活用の面からは、現在運用している空き家バンク制度を広く周知し、登録の拡充を図り、購入や賃貸借を希望される方々へ、より多くの情報を提供することによって、空き家の再利用を促進いたします。なお、国は空き家対策特別措置法の制定を視野に入れており、この動向にも注視しながら、効果的な施策について検討を進めてまいります。

次の項の健康福祉施策について4点ございますが、1点目の福祉関連の計画策定についてであります。

横手市地域福祉計画、横手市障がい者計画、第4期横手市障がい福祉計画については、平成26年度までの計画期間となっていることから、次期計画に向けての策定作業を進めてまいります。

地域福祉計画については、横手市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画との整合性を図るため、市と社会福祉協議会が一体的に策定していくことにしております。また、障害福祉関連の計画は、国が策定する第3次障害者基本計画に基づき、障害者団体や市民の皆様のニーズをもとに策定してまいります。

2点目、子育て支援についてであります。

地域における子ども・子育てに係るニーズに具体的に対応するため、昨年11月に実施した横手市子育てに関するアンケート調査の結果を踏まえ、本年8月までに「横手市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたします。さらに、平成27年度からの子ども子育て支援新制度の施行に伴い、幼児期の学校教育や保育、地域の子ども及び子育て支援を総合的に推進するため、平成26年度から保育所業務と教育委員会で行っている幼稚園業務を子育て支援課に集約し、その準備を進めてまいります。

平成25年度に策定を目指しておりました保育所民営化計画につきましても、保育所や児童を取り巻く環境が大きく変化するため、内容をさらに検討し、平成26年度に方針を決定したいと考えております。なお、平成27年度に整備を予定している雄物川統合保育所については、社会福祉法人育童会が設置及び運営する法人として決定したことから、平成28年度開所に向けて準備を進めてまいります。

また、保護者が安心して仕事と子育てが両立できる環境づくりのため、引き続き児童クラブの指導員

研修の充実や適切な事業運営基準を整備するとともに、平成27年度に統合予定の2カ所の小学校敷地内に新たに学童保育施設を建設することとしております。

3点目の横手市介護保険事業計画についてであります。

平成26年度は、第5期介護保険事業計画の最終年となり、平成24年度からの財政運営や施設整備を含めた事業の進捗状況は、ほぼ計画どおりに推移しております。

まず、保険財政の運営であります。基金積立金は約3億円となり、平成26年度は約5%の1,500万円を取り崩すものの財政状況は健全で安定した運営が図られております。

施設の整備につきましては、地域密着型特定施設29床の新設と介護老人福祉施設の9床の増床が既に終了しており、また残る2つの特別養護老人ホーム80床は平成26年度に開所することから、待機者の解消につながるものと期待しているところであります。

また、平成27年度からの第6期事業計画を策定する節目の年となりますので、要支援の方の介護サービスの検討や事情内容の見直し、介護保険料の適正な算定により、高齢者への支援体制の強化を図りながら、介護保険事業の円滑な運営方針を確立してまいります。

4点目の健康づくりについてであります。

市民の皆様の健康づくりの指針である「健康よこて21」計画は、平成26年度に次期計画を策定いたします。市の健康課題を特定し、国・県の計画と整合性に配慮しながら、市独自の施策を加えて策定し、市民一人一人が心身ともに健康で充実した人生を送ることができることを目標といたします。

栄養改善事業については、さきに若い世代に実施した食習慣調査の結果を踏まえて、平成26年度は妊娠期・幼児学童期を重点的に行い、適切な食習慣の確立に努めてまいります。

保健事業については、安心して子どもを生み育てることのできる環境づくりとして、25歳から45歳の男女への成人風疹予防接種の全額助成を継続し、子どもと妊婦への季節性インフルエンザ任意予防接種の一部助成についても実施いたします。また、新たに1歳児と2歳児のおたふく、水ぼうそうの予防接種の一部助成を行い、特に第3子以降については全額助成いたします。さらに、特定不妊治療については、県の助成に市独自の助成を加えることで少子化対策の一助となればと考えております。

特定健診において、新たに40歳から70歳までの5歳刻みの方に眼底検査を実施し、疾病の早期発見に努めながら健診の有効性を周知してまいります。

次の項の産業振興施策についてであります。

6点ございますが、1点目、農業の振興についてであります。

「品質がよく味のよい横手市の農産物」という地域価値を最大限に生かすため、農産物や農産加工品に磨きをかける取り組みを進め、市の基幹産業である農業の強化を図ってまいります。

国は昨年11月、「攻めの農林水産業」の実現に向けた農政改革を打ち出し、「農地中間管理機構の創設」「経営所得安定対策の見直し」「水田フル活用と米政策の見直し」「日本型直接支払制度の導入」という4つの柱を掲げ、食料自給率の向上と食糧安全保障を確立した「強い農林水産業」を目指す新たな

な農業政策の方向性を示しました。

市といたしましては、これまで生産者の皆様のご尽力によって築かれた県内随一の複合産地としての取り組みを、これまで以上に推進していくことにより、このたびの農政改革による大転換を生産者の皆様とともに乗り越えてまいりたいと考えております。

市の基幹作物である米につきましては、全国的に需要が減少する中で、平成25年産米の作柄が全国的によかったことから、当市における平成26年産米の生産数量目標は前年比2.9%減の5万5,166トンとなり、配分率で60.1%となりました。今後も米需要の減少が見込まれる中で、国の政策による交付金の減額や生産数量目標の減、米価下落への不安など大変心配しているところでありますので、産地交付金の活用により、振興作物などに取り組む生産者への支援を強化拡充できるよう、横手市農業再生協議会において協議してまいります。

担い手への農地集積による農業構造の改革と生産コストの削減の推進については、人・農地プラン事業や青年就農給付金、経営体育成支援事業などを活用しながら、より効果的な集約化を進めるとともに、集落営農組織の法人化など農業経営体の体質強化を図ってまいります。また、新たな取り組みとして、著しい成果を上げている農業者の表彰や経営感覚にすぐれた担い手農家の育成支援、地域の特色ある農産物を学校給食に提供する食育推進などを事業化してまいります。

なお、市では平成22年度に策定した「横手市産地収益力向上プログラム」により、農業全体の底上げと農業産出額の向上を目指した取り組みを進めておりますが、国の農政改革や人・農地プラン事業、6次産業化の推進などの状況の変化を踏まえた新たな横手市農業の指針づくりが必要な時期を迎えており、今後検討してまいります。

2点目、農業災害の復旧支援等についてでございます。

近年、大雪や暴風、突風などの自然災害が頻発し、農業分野においても大きな被害が続いております。市では、国や県の大規模災害に対する支援事業へのかさ上げによる協調助成などにより、その都度被害を受けた農業者に対する復旧支援に取り組んできたところでありますが、より迅速に被災農業者への復旧支援や被害の未然防止を目的とした事業に取り組めるよう、横手市農業災害復旧事業基金を創設することといたしました。

とりわけ平成23年の豪雪による被害の大きかった果樹については、3年続いた雪害からの復興を目指し、農家の皆様の懸命な努力により、ようやく再生への道筋が見えた矢先でありましたが、今冬の豪雪でまた甚大な被害を受けたところでございます。

市の復興支援策として、平成23年度から実施してまいりました果樹農薬の購入費助成については、平成25年度で事業を終了する予定でありましたが、このような状況を鑑み平成26年度も継続して同率の15%を助成することといたしました。また、県の果樹試験場では雪害に強い栽培方法や樹形についての研究、実証を行うと伺っておりますので、今後も県やJ A、生産者との連携のもと、雪に強い果樹産地づくりを目指してまいりたいと思います。

3点目、農地・森林の整備についてであります。

農地の基盤整備事業については、平成25年度までに計画面積の88.4%に当たる1万1,883ヘクタールを整備しております。平成26年度は事業を実施している5つの地区において、53ヘクタールの区画整理と用排水整備工事を実施してまいります。事業採択に向けて計画策定となる横手地区など3地区、また新規調査地区として栄東部と境町西部地区の基礎調査に着手いたします。

現在、農村の地域活動や環境保全活動を支援する「農地・水・保全管理支払交付金制度」には、市内で86の組織が取り組んでおりますが、新たに創設される農地維持支払と現在の制度を組み替えた資源向上支払からなる多面的機能支払制度に移行しますので、引き続き活動を支援してまいります。

次に、林業振興についてであります。豊かな森林保全は当市にとっても重要な課題であります。しかしながら、林業を取り巻く情勢は依然として厳しく、基盤整備や施業への支援が必要と考えております。

平成26年度は、市で所有する山林において収穫間伐事業と下刈り、除伐などの保育事業を合わせて約100ヘクタールを実施し、林道や作業道などの整備にも力を入れながら、魅力あふれる森林を未来の世代に引き継いでいけるよう努めてまいります。また、雄物川地域の鍛冶台いこいの森につきましては、展望台の建築工事を実施し、森林レクリエーションゾーンとして整備を進めてまいります。木材資源の生産など森林の有する多面的機能を発揮させるために、適正な森林施業の実施やマツタケの発生を促進させる環境を整える事業に着手するなど、健全で多様な森林づくりを推進してまいります。

4点目、観光振興施策についてでございます。

16年ぶりの開催となった平成25年度秋田デスティネーションキャンペーンに続き、平成26年度はJR東日本によるアフターDCが開催されます。平成25年度に引き続き、おもてなし事業や2次アクセスの充実に取り組み、横手ファンの増加と滞在時間の拡大を図ってまいります。また、重伝建に選定された「増田のまちなみ」については、当市における通年観光の目玉として、観光地としての魅力を充実させるための施策やJR利用者の玄関口となる十文字駅前の案内看板のリニューアルを実施いたします。さらに、後三年合戦を生かした観光の誘客を推進するため、美郷町との連携協定に基づく各種PR活動などを実施するほか、平泉町との連携をさらに充実させ、平泉文化の源流地域としての認知度の向上と通年観光のツールとしての充実を図ってまいります。

新規事業としては、日本航空との連携協定を計画しており、キャビンアテンダントによるマナー教室や主に子どもたちを対象にしたパイロットによる航空教室、他地域との交流体験などを実施し、交流を通じて地域の魅力を深く知る機会の創出やJALの媒体を活用したPR活動により、交流人口の拡大を図ってまいります。

一方、昨年5月に設立した横手コンベンション協会につきましては、平成26年度も人的・財政的支援を行いながら、交流人口の増加による地域の経済活性化対策として、各種会議や大会、研修会、スポーツ大会などの誘致活動について、連携して取り組んでまいります。



5点目の商工業の振興についてであります。

平成20年8月にリーマンショックが発生して以来、しばらく我が国は厳しい経済情勢が続いておりましたが、最近の経済指標は改善傾向にあり、当市におきましても平成25年12月末現在の有効求人倍率が0.74になるなど大きく回復しております。これまでは緊急的な景気対策や雇用対策を講じてまいりましたが、今後は事業の拡大や起業・創業にチャレンジする方への支援、そして若者の雇用の確保にシフトしていくことが必要であると考えております。

商業振興については、中小企業者などに対する融資あっせん制度、いわゆるマル横融資における融資枠の拡大や利子補給期間の延伸を継続し、市内事業者の経営の維持・拡大を支援してまいります。市内商工団体の活動や各地域の商店街で実施するイベントについて支援し、また起業・創業を推進するため、「Bizサポートよこて」の居室を増やし、地域の活性化を図ってまいります。

工業振興については、ものづくり創造支援事業により、新製品の開発や新分野への展開を進める企業を支援いたします。また、市の企業振興条例などに基づき交付する雇用奨励金については、これまで新たな正規雇用者1人当たり10万円を交付しておりましたが、平成26年度からは非正規雇用から正規雇用へ切り替えた場合も含め、横手市民を正規雇用した場合に限定し30万円を交付することといたしました。これにより、市内事業者の経営拡大や新たな企業誘致、そして市民の皆様の雇用創出につなげてまいります。

なお、若者の人材育成と地元定着を図るため、平成26年度から若年者等人材育成・地元定着支援事業を実施し、市内事業者において新卒者や他の業種から転職した40歳未満の方を正規雇用した場合、25万円を上限に研修費の2分の1を交付いたします。

また、公共温泉施設等を運営している市の第三セクターはほとんどが厳しい経営状況が続いており、経費の削減により経営改善につながるよう、個人保証による金融機関からの借り入れについて、市の無利子貸し付けに借り替えることができる制度を創設いたします。

6点目、横手製品のブランド化の推進についてであります。

農産物や加工品などの販売促進については、これまで消費者や販売関係者の認知と信頼を得ながら、地域の特色を前面に出して活動をしておりましたが、今後さらに横手のよさや地域資源を分析して、戦略的に統一された地域ブランドの策定を目指してまいります。そのため、農家や生産者、商業者のほか商工会議所、商工会や横手青年会議所などの各種産業団体やNPO、若者会議など多様な団体の若手世代の参画による地域ブランドの策定のための調査事業を行います。

また、横手製品のよさやおいしさをもっと市場や消費者にわかりやすく表示するとともに、生産者の参画が可能な認証制度や認証シールなどの導入ができないか調査事業を実施し、横手のよさをより効果的にPRし表現する方法を検討してまいります。このような調査検討事業を実施しながら生産と販売のマッチングが進んだものは、カタログ作成などの実践を支援し、多様な販売の可能性を検証していく予定であります。

なお、特産品開発支援事業では、過去この制度を利用していても、より新しいものを開発しようとする場合には一定条件のもとで補助金制度を再度利用可能といたします。

続きまして、建設行政施策についてでございますが、2点ございます。

1点目の雪対策事業について。

平成26年度除雪費予算につきましては、この4年間の降雪状況を勘案し、平成25年度当初予算額に約3億円増額し、10億円を計上しております。

11月上旬の予想外の降雪の際に課題となりました初動態勢のおくれを教訓に、今後は緊急時に一定数の車両が出動できるような体制整備を図るなど、除排雪体制の強化を進めてまいります。また、横手市総合雪対策基本計画の実施内容を検証するとともに、見直しを進めながら安全・安心な市民生活が送られるよう雪対策を進めてまいります。

さらに、今年度、国土交通省の雪寒道路指定の見直しが行われ、横手市の路線延長が増加したことに鑑み、これまでの雪寒事業を活用した除雪機械の随時更新のみならず、新規除雪機械の配置増や地吹雪対策、消融雪施設整備等の雪寒道路事業など、国の補助メニューの活用などについても調査検討してまいります。

2点目、道路整備についてであります。

平成26年度の道路整備につきましては、通学路の緊急点検結果に基づく歩行者の安全対策のほか、老朽化した舗装の補修などを中心に進めることとしております。

交付金事業では幹線道路の改良及び歩道の新設を6路線、舗装補修工事を6路線、くらしのみちづくり事業では地域内幹線道路や生活道路21路線の整備を予定しております。その主なものは、横手北小や横手北中に関連する朝倉線、境中央線、静町赤坂線のほか、川登蟹沢線の歩道整備などであります。また、交通量の増加が見込まれる堤美砂古線や条里跡般若寺線の八柏工区につきましては、平成26年度より改良工事に着手してまいります。

中央線街路事業については、建物移転と用地取得を予定しており、平成27年度には工事に着手する予定であります。

次の項の上下水道施策について、2点あるうちの1点目、上水道事業についてであります。

大沢第二浄水場は、昭和36年の供用開始から51年の経過により老朽化していた上内町浄水場の代替施設として、大沢浄水場の隣接地に平成23年10月から着手しておりましたが、本年1月に完成いたしました。セラミック膜ろ過方式の浄水処理により、河川水に含まれる濁りや細菌類、クリプトスポリジウムなど原虫類を除去する能力が高い施設として整備しております。4月からは直営方式による運転管理により、これまで以上に安全で安心な水道水の供給を目指してまいります。

次に、水源から蛇口に至るまでの一連の水質管理を目指す「水安全計画」の策定を継続して実施してまいります。平成26年度は平成25年度で明確となった水質に対するリスクを排除するために、重点的に監視する項目をシステム化して継続的に管理するマニュアルを作成いたします。

成瀬ダム利水関連事業では、増田、十文字地域へ配水するための真人配水池の建設工事の着手及び雄物川地域の成瀬第二浄水場の建設用地を購入する予定であります。また、平成26年度の配水管布設工事箇所については、緊急時給水拠点確保等事業で十文字憩寿園ラインのほか2地域、簡易水道再編推進事業で雄物川南形地区及び山内黒沢地区、管路耐震化等推進事業で横手朝倉地区、生活基盤近代化事業で山内南地区、国や県事業の関連工事で国道13号醍醐地区のほか10地区などを主要事業として21カ所を予定しております。

2点目、生活排水処理事業についてであります。

下水道事業や集落排水事業は、人口減少や少子高齢化の進行を踏まえ、持続可能な汚水処理の確保が必要であり、老朽化した処理施設の計画的な更新、処理機能の維持など安定的なサービスが求められております。

汚水処理施設の整備は、市町村の主体性が重要視されてきており、地域の実情に応じた整備手法を選定し、経営基盤の強化を図らなければなりません。このため、経済的かつ効率的な整備や管理などさまざまな課題に対応する施策の方向性を示す「横手市下水道ビジョン」を平成26年度に策定する予定としております。具体的には集落排水処理施設の統廃合や下水道と集落排水処理施設の接続により、汚水を集約する共同汚水処理など整備方針の明確化を図るものであります。

下水道事業の平成26年度工事箇所につきましては、横手地域では八王寺、三枚橋、松原町地区、平鹿地域は石成及び馬鞍地区、雄物川地域は船沼地区、十文字地域は山道端地区を予定しております。また、集落排水事業につきましては、金沢浄化センターの外構工事を予定しておりますが、この工事の完成で平成21年度から事業着手してありました金沢地区集落排水事業は終了することとなります。今後も水洗化率向上に向けて、啓発活動を引き続き行ってまいります。

続きまして、市立病院についてであります。

平成26年度診療報酬改定は0.1%のプラス改定となりましたが、消費税率の引き上げに伴う課税仕入れにかかるコスト増分の1.36%を差し引くと、実質的には1.26%のマイナス改定となり、病院経営にとっては厳しい内容となりました。また、平成26年度は医療法の改正が予定されており、病床機能の報告制度や県による地域医療ビジョンの策定など超高齢化に向けた医療提供体制の構築が始まり、地域医療機関等との連携がますます重要になってまいります。

そのような中であって、横手病院、大森病院ともにそれぞれの特徴を生かし、互いに協力して連携を図り、地域の医療ニーズに応えてまいります。平成26年度予算は、地方公営企業会計制度の見直しに伴い、退職給付引当金繰入額等を特別損失に計上したことなどにより、大幅な赤字予算となりました。今後も財務会計制度改正に伴う変更に対応するとともに、健全な病院運営に努めてまいります。

横手病院は、平成26年度において第三者機関により病院機能評価の更新について審査を受けることとしており、良質な医療を提供するとともに地域から信頼される病院を目指して地域医療・保健に貢献してまいります。平成26年度予算においては、老朽化した手術用照明器具のLEDへの更新や器材を効率

的に洗浄するための減圧沸騰式洗浄機など医療機器などの整備とB棟屋根塗装工事を予定しております。

大森病院は、平成25年度に耳鼻咽喉科など4科を新設いたしました。引き続き地域密着型病院として地域にとって魅力ある病院づくりを目指してまいります。また、医療機器整備として、患者さんの手術負担等軽減のための腹腔・胸腔ビデオスコープの整備や医師が病棟あるいは院外において電子カルテを参照できるよう電子カルテタブレット環境の構築などを実施する予定としております。

続きまして、補正予算についてであります。

今議会に提案しております一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正は、指定管理など債務負担行為、事業費の実績見込みによる減額及び歳出組み換えのほか、乗り合いバス等の代替運行事業、病院事業費などが主な内容となっております。

補正額は14億8,316万3,000円の減額で、補正後の歳入歳出の予算総額は512億2,848万2,000円であります。

主なものを申し上げますと、代替運行事業646万9,000円の増額、一般扶助費1億6,499万9,000円の減額、クリーンプラザよこて整備事業6億417万6,000円の減額、病院事業費として1,338万円の増額、戸別所得補償経営安定推進事業として402万円の増額などであります。

終わりに、今議会に提案しております案件は、諮問案件4件、専決処分報告案件3件、条例の制定など条例関係22件、指定管理者の指定案件14件、そのほかの案件5件、平成25年度一般会計補正予算案など補正議案16件、平成26年度予算の繰り入れ案件3件、平成26年度予算案25件の合計92件であります。

なお、除雪費及び市長室移転に係る平成25年度一般会計補正予算を追加提案する予定としております。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。施政の方針といたします。ご清聴ありがとうございました。

○木村清貴 議長 暫時休憩いたします。

再開は午前11時30分といたします。

午前11時18分 休憩

午前11時29分 再開

○木村清貴 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### ◎教育長の平成26年度教育方針に関する説明

○木村清貴 議長 日程第5、教育委員長より平成26年度教育方針に関する説明を求めます。教育委員長。

【二階堂衛 教育委員会委員長登壇】

○二階堂衛 教育委員会委員長 平成26年3月横手市議会定例会の開会に当たり、これまでの市教育行政に対するご指導、ご支援に深く感謝申し上げます。

さて、社会に目を向けますと、厳しい経済状況や少子高齢化など難しい社会的な課題が市民を取り巻

いております。その中で市民一人一人が夢や希望を持ち、明るく前向きに生きていけるようにするとともに、市民が横手に愛着を持ち、横手を支える人材として活躍できるようにすることが、本市教育の役割と考えております。

そこで、教育委員会といたしましては、教育目標、『「夢」大きく、「笑顔」輝き、「郷土」を支える人を育てる学びのふるさと横手』のもと、教育課題の解決を目指すとともに、教育の一層の充実を図ってまいります。

ここに以上のことを踏まえた平成26年度の教育方針をご説明申し上げます。

教育委員会では、平成26年度、本教育目標具現化のため、「学校教育の充実」、「生涯学習の推進」、「地域文化の振興」、「生涯スポーツの振興」の大きく4つの視点から施策を進めてまいります。

初めに、1つ目の視点、学校教育の充実についてであります。

小・中学校の学習指導要領では、確かな学力、豊かな心、健やかな体からなる生きる力を育むことが重視されております。既に各校に浸透しているこの趣旨を生かして一層の学校教育の充実を図ることや家庭や地域社会と連携して児童・生徒に望ましい生活や学習の習慣を確立させることなど、生涯学習の基礎づくりを行う必要があります。

教育委員会といたしましては、これらを踏まえて学校の教育活動をより充実させるために、教育環境の整備と学校施設の整備に努めてまいります。

1点目は、授業改善の一層の推進による学力向上についてであります。

全国学力・学習状況調査開始以来、本県及び本市における小・中学生の学力は全国トップレベルを維持しております。今後もそのさらなる向上を目指して授業改善を進めることにより、一人一人の学習意欲を一層高めるとともに、平成21年度から継続している小・中連携教育を基盤とした『「言語活動の充実」による確かな学力の向上』を図る取り組みをさらに深化・発展させてまいります。

具体的には、指導主事を派遣して、各小・中学校の継続した取り組みが効果的な授業改善につながるように指導・助言することで一層学力の向上が図られるよう支援してまいります。また、平成25年度に中学校区を単位として指定した小・中学校12校が、平成26年の6月と10月に公開研究会を開催し、市内全小・中学校へ研究成果を発信することにしております。

さらに、言語活動の充実という観点から、平成23年度から継続しております学校図書館の活用推進のための研修の内容を検討し、一層の充実を図るとともに、学校司書補助員を継続して配置し、活用しやすい学校図書館の環境整備を推進してまいります。

また、国が平成32年度より教科化や3年生からの実施を目指している小学校外国語活動につきましては、それに円滑に移行できるよう、国際社会に生きる子どもたちの異文化理解を促進し、コミュニケーション能力の素地を養う小学校外国語活動の実践と研修に一層力を入れてまいります。そのために、5、6年生で年間35時間予定されている外国語活動のうち、平成25年度は20時間程度、ALT、外国語指導助手を派遣していましたが、平成26年度は35時間全てに派遣することを目指します。そうすることで、

より多くの時間でALTを活用し、児童の異文化理解を深めたり、コミュニケーション能力を高めたりするとともに、教員の実践力の向上と研修の充実を図ります。あわせて、授業研究を中心とした研修会を開催し、教員が外国語活動の授業力を高めることができるよう支援してまいります。

2点目は、関係機関との連携推進による特別支援教育の充実であります。

障がいのある子どもたちへの特別支援教育は、学校教育の中でも重要な位置を占めており、各学校において特別支援教育コーディネーターを中心とした支援体制の充実が図られております。さらに、個々の教育的ニーズに応じた支援を可能にするため、これまで同様、特別支援教育支援員を学校の実情に応じて配置いたします。また、月1回程度、横手市自立支援協議会子ども部会定例会を開催し、情報の共有化を図るとともに、就学サポートファイル「すこやか」を活用した相談支援・就学指導を推進するなどして、就学前から一貫した指導・支援ができる体制を継続してまいります。

3点目は、いじめ根絶・不登校「0」等を目指した生徒指導の充実であります。

平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が公布されました。それを受け、市内全中学校の生徒会執行部が一つに集い、自分たちでできるいじめ防止について話し合いました。そこで、全中学生がいじめのない快適な学校生活を送るために「創快」という合い言葉を生み出しました。現在、その文字を刻んだバッチを身につけることで、いじめを根絶しようという互いの意思を確認する運動が各中学校で展開されております。そのような生徒の主体的な取り組みや学校の適切な対応を支援していくために、教育委員会として、いじめ防止に向けた基本方針を策定し、各学校に周知いたします。その中に児童・生徒の命にかかわるような重大事態が生じた際の対応についても示す予定ですが、客観的かつ円滑に事実確認等の調査を実施する組織を教育委員会の附属機関として設置したいと考えており、その設置条例案を本定例会に提案しております。また、これまで実施してきた、いじめ対応マニュアルを活用した未然防止策の実施や迅速な対応等にも継続して取り組み、いじめ根絶を推進してまいります。

不登校につきましては、本市における出現率は各校の組織的な取り組みにより、ここ数年減少傾向にあります。今後も学校復帰に向けた不登校適応指導教室、南かがやき教室での支援や相談体制を充実させることで、不登校児童・生徒数「0」を目指してまいります。

また、最近の懸案事項となっている児童・生徒の携帯電話、スマートフォン、インターネットなどにかかわるトラブルの未然防止のために、各学校が作成している情報モラル教育年間指導計画に基づいた意図的・計画的な指導実践が推進されるよう継続して指導してまいります。

4点目は、自分の将来を切り開く力や望ましい職業観を育むキャリア教育の充実であります。

平成25年度の次世代ものづくり人材育成事業において、新たに横手市キャリア教育研修会を実施しました。そこでは、企業人講師による講話、発達段階に応じて系統的に能力や態度を育成する小・中相互の指導計画や活動の具体等の情報交換を行い、小・中学校間の共通理解を図りました。今後はさらに小・中連携したキャリア教育の構築を目指して、具体的な指導方法や効果的な職場体験学習のあり方等について共有化が図られるような研修内容を検討してまいります。あわせて、各中学校の職場体験学習

の質的向上のために、職場体験の場を提供してくれる事業所に体験プログラムや事業所紹介の情報提供を依頼する取り組みを継続してまいります。

5点目は、安全・安心な教育環境の整備であります。

学校教育において、子どもたちの大切な命を守り、安全・安心な教育環境を整備することが何よりも重要なことでもあります。その中心となる防災への取り組みにつきましては、本市教育委員会作成の小・中学校における地震発生時の対応についてのガイドラインに基づく指導を各学校に対して徹底するとともに、本市校長会とも連携して、迅速かつ実効性のある取り組みを推進してまいります。また、各学校において、東日本大震災の教訓を生かした防災教育が展開され、より一層児童・生徒の防災意識や危険回避能力が高まるようにするため、平成25年度に各学校で作成した防災教育年間指導計画に基づく具体的な教育実践及び年間指導計画の継続的な見直しと改善がなされるよう指導してまいります。

6点目は、食育の推進であります。

本市における肥満傾向児の出現率は、全ての学年において全国平均を上回っております。小児生活習慣病予防対策会議では、医師会、市関係部局、学校代表者等と連携をとりながら、家庭における子どもの食習慣と生活スタイルを見直す新たな事業を展開しております。さらに、小学校におきましては、調理実習の体験を家庭での取り組みの動機づけになるよう周知するとともに、栄養教諭や学校栄養職員による個別指導を徹底してまいります。

学校給食の食材につきましては、今後も秋田県が定める主要野菜15品目の秋田県産使用率目標35%を上回るとともに、横手市産の使用拡大にも努めてまいります。また、引き続き横手市産の食材を使用した市内統一献立による「安全・安心で、栄養バランスのとれた、おいしい給食」を提供してまいります。あわせて、平成26年4月からは新横手学校給食センターの稼働に伴い、地場産食品活用の拠点として、生産農家の協力を得ながら児童・生徒の地場産食材への興味・関心を高めるなど、食育の推進に取り組んでまいります。

続いて、児童・生徒が安心して学べる環境を整備するための学校施設の整備として、2つの重点を設定いたしました。

1点目は、学校統合計画の推進であります。

雄物川小学校につきましては、平成25年度に校舎と屋外体育施設の建設工事に着手しており、平成27年度の開校を目指して工事を進めてまいります。大雄小学校につきましては、既存の田根森小学校の改修にかかわる実施設計が完了し、本定例会に工事請負契約締結議案を提案したところであります。平成27年度の開校を目指して工事に取りかかります。横手地区の小学校統合につきましては、平成25年9月定例会において、学校名が「横手北小学校」と決定しました。平成25年度末には、校舎と屋外体育施設の基本設計と実施設計を完了し、平成28年度の開校に向けて建設工事に着手してまいります。

なお、統合学校における通学路の安全対策につきましては、平成25年度に雄物川小学校及び大雄小学校の通学路整備連絡会議を立ち上げており、警察署、県平鹿地域振興局、学校、PTA、市関係部局が

情報を共有して、開校前に新しい通学路の安全対策を図ってまいります。また、平成26年度には横手北小学校の通学路整備連絡会議を立ち上げる予定であります。

2点目は、学校施設の天井等落下防止対策の推進であります。

現在、統合により廃校となる学校を除く耐震化につきましては全て終了しておりますが、非構造部材、天井、壁、バスケットボールリング等の耐震化について、平成25年8月に文部科学省より通知があり、その対応措置が求められております。児童・生徒の安全対策や災害時における避難場所としての機能確保のため、平成26年度は施設の危険度や対策の優先度について調査を行ってまいります。

続いて、2つ目の視点、生涯学習の推進についてであります。

市民の皆様が、「いつでも、どこでも、だれでも、なんでも」学習できる環境づくりに重点を置き、学校や地域社会との連携を図りながら、みんなで学ぶうおいのあるまちづくりを目指します。

この目標実現のために、5つの重点を設定いたしました。

初めに、生涯学習の基礎づくりへの支援であります。

生涯学習の基礎づくりにつきましては、乳幼児から高校生までの各世代の発達に合わせ、子どもたちの豊かな情操と心身の健全な育成のため、自然・芸術文化・レクリエーションなどの各種体験学習授業・友好都市小学生交流授業などを行います。特に、放課後子ども教室につきましては、長期休業中の子どもの居場所づくりと体験学習活動を目的とし、現在7地域9カ所から市内全8地域10カ所への拡充に取り組みます。ジュニアリーダー育成事業につきましては、子ども会育成団体等との連携により、地域行事や子ども会活動のリーダーの育成を図ってまいります。また、地域の学校支援ボランティアの方々の協力を得ながら、読み聞かせ活動・伝統芸能指導など教育活動の支援を進めてまいります。

2点目は、学習機会の提供と学びの支援であります。

市民一人一人のニーズに応じた学習機会の充実のために、身近な学びの場である公民館や生涯学習センターなどでの各種講座の開催、サークル活動や市民の自主的な活動の支援を行います。また、平成26年度に「第29回国民文化祭・あきた2014」の開催を控え、横手市単独事業となる合唱フェスティバルに向けての市民公募合唱団活動を活発化し、市民ステージ祭・交流美術展の開催などにより芸術文化団体の活動・交流を促進し、市民の発表の機会の充実を図ります。

3点目は、学習の場と推進体制の整備であります。

社会教育施設の改修整備につきましては、平成24年度に策定しました社会教育施設長寿命化修繕計画に沿い、有利な財源確保に努めながら、施設の計画的な維持保全を行ってまいります。なお、市内に28ある地区公民館につきましては、生涯学習活動に加え、市民協働によるまちづくり活動との連携を進め、総合的な地域づくり・地域交流の拠点となるよう機能の見直しを行い、地区交流センター化への移行を推進してまいります。平成25年度から公民館関係者、地区会議、関係団体など地域の方々との協議を進め、準備の整った公民館から順次試行を開始しております。さらに、平成26年度には指定管理移行に向けた準備もあわせて進めてまいります。



4点目は、平成25年度に策定しました子ども読書推進計画の充実であります。

この計画は平成26年度から5年間で実施するものであり、初年度は市関係部局からなる連絡会議を設置し、目標を達成するため部局間の協力方法等具体的な方策を検討し、計画の推進を図ってまいります。

5点目は、図書館の充実であります。

市立図書館におきましては、市民のさまざまな活動に一層貢献できるよう教養や趣味のための資料のほか、健康、介護、子育てなど暮らしの課題解決のための資料、地域活動の参考となる資料の充実と市民のさまざまな活動の記録の収集に努めます。また、より多くの市民が本を手軽に利用できるようにさまざまな施設でのミニ図書館の設置等のサービス方法を検討いたします。

続いて3つ目の視点、地域文化の振興についてであります。

地域に根差した文化的資産を適切に保護、管理、周知し、地域の皆様に郷土を愛し、誇りを持っていただくとともに、あわせて地域づくりの資源として文化財を生かした施策を展開するため、次の2つを重点に取り組みを進めてまいります。

1点目は、後三年合戦関連遺跡の調査並びに保存活用であります。

後三年合戦関連遺跡の一つであります金沢柵の国史跡指定を目指した陣館遺跡の発掘調査につきましては、これまで4年間にわたって実施し、合戦前後の時代の遺物等を確認しております。平成26年度におきましても継続して調査を行い、柵の跡が存在した具体的な証拠となる遺構・遺物の発見を目指してまいります。また、後三年合戦関連遺跡の活用につきましては、最新の研究動向などの紹介をできるだけわかりやすい形で行うことに留意し、市民の皆様に関心を高めていただくため、後三年合戦シンポジウム及び公開講座等を開催いたします。また、史跡を活用した地域振興につきましては、市関係部局などとの連携を図ってまいります。

2点目は、文化遺産の保護と活用であります。

平成25年12月に選定された増田地区の重要伝統的建造物群保存地区や後三年合戦関連遺跡への関心が市内外で高まっているこの機会に、本市全域の歴史的文化的資産を詳細に調査、研究し、その周辺環境も含めて総合的に保護・活用していくための基本的な指針となる横手市歴史文化基本構想の策定を平成26年度より事業着手してまいります。このような基本構想の策定は、県内では鹿角市に次いで2番目の取り組みとなります。また、引き続き、横手市文化財保護協会連絡協議会など関係団体と連携し、文化的資産の調査、保護及び活用に努め、文化財として価値の高いものにつきましては、文化財指定や国登録文化財に向けた手続を進めてまいります。さらに、各資料館の常設展示及び特別展の充実を図るため、新たな資料の収集を行うとともに県内外の博物館などとも連携を図り、その活用に努めてまいります。

続いて4つ目の視点、生涯スポーツの振興についてであります。

「スポーツ立市よこて」で横手を元気にするために、スポーツを「する、観る、学ぶ、支える、もてなす」の視点から、地域の活性化、生涯を通じたスポーツライフづくり、競技力の向上などのスポーツ振興を市民の皆様とともに推進してまいります。

そのために、次の4つの重点を設定いたしました。

1点目は、スポーツの機会の提供、プログラムサービスについてであります。

トップリーグによるバスケットボールやバドミントンなど大会の開催や大学等のスポーツ合宿誘致に積極的に取り組みます。スポーツイベントの企画・運営等にもスポーツのまちづくり実行委員会が中心となってかわり、市民がさまざまな形でスポーツに触れ合う機会を提供いたします。平成26年度は8月2日に東北楽天ゴールデンイーグルス対千葉ロッテマリーンズのプロ野球イースタンリーグ公式戦の開催が決定しております。また、全国・東北レベルの大会である「全国ブロック選抜高校男子バレーボール大会・横手わか杉カップ」や「横手わか杉カップ・東日本中学バレーボール大会」、「チャンピオンズカップ横手・東北中学校新人バスケットボール大会」も引き続き開催いたします。なお、これまで地域レベルでのマラソン大会を見直し、全国レベルでのマラソン大会の企画・実施に向け、関係団体と連携し検討に入ります。さらには、野球や陸上競技などの分野で競技力のレベルアップに向けた事業を行ってまいります。

2点目は、スポーツ組織の育成支援、クラブサービスについてであります。

平成26年度も住民参加型のスポーツイベント「チャレンジデー」に横手市スポーツ推進委員を中心とした実行委員会を組織し、平成25年度以上に全市を挙げて参加してまいります。特に、地域や事業所レベル並びに学校単位での参加率の向上に向け、さらに普及啓発を強化してまいります。また、総合型地域スポーツクラブや法人化した一般財団法人横手市体育協会が、さらに組織体制を充実させ、地域の体育事業推進の牽引役となるよう引き続き支援と連携に努めてまいります。

3点目は、スポーツ施設の充実と維持管理、エリアサービスについてであります。

市民のニーズに応じた柔軟な施設利用の促進や計画的な改修整備・維持管理に努めてまいります。平成26年度はグリーンスタジアム横手のバックスクリーン及びネット側電光掲示板のBSO表示の改修やスポーツ振興くじ助成金を活用した十文字陸上競技場の改修などを行います。さらには、株式会社楽天野球団と提携し、楽天フィールドサポート事業としてスタジアム大雄に球団名入りの看板設置事業を行うほか、楽天球団による少年野球クリニックも行います。

スポーツ施設の維持管理につきましては、効率的かつ充実した施設運営を将来にわたって行うため、体育施設等維持管理検討委員会（仮称）を立ち上げます。具体的には、市関係部局と連携しながら施設の廃止や統廃合も含めたスポーツ施設のあり方につきまして、地域の要望を踏まえながら協議・検討を進めてまいります。

4点目は、2020年東京オリンピック・パラリンピックへの対応についてであります。

来る2020年東京オリンピック・パラリンピックに向け、地域の競技力の向上はもちろんのこと、子どもたちがスポーツに夢と希望を持てるよう、各種支援事業を進めてまいります。具体的には、従来からの小・中学生を対象とした野球、バレーボール、陸上競技などのクリニック事業に加え、横手市体育協会や競技団体が新たに主催する年間を通したクリニック事業を支援してまいります。また、県と連携・

協力しながら国内外の競技チームの合宿誘致や観光客などへのおもてなしを通じた地域経済の活性化を目指す事業とも積極的に連携してまいります。

以上、教育方針についてご説明を申し上げます。

教育に対する市民の皆様の大きな期待に応え、新しい時代を切り開き、横手市の未来を担う人材育成に全力で取り組んでまいる所存でありますので、市民の皆様並びに議員各位のご理解、ご協力を切にお願い申し上げます。ありがとうございました。

○木村清貴 議長 暫時休憩いたします。

再開は午後1時30分といたします。

午後 0時03分 休 憩

---

午後 1時29分 再 開

○木村清貴 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### ◎諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○木村清貴 議長 日程第6、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第1号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。市長。

【高橋大 市長登壇】

○高橋大 市長 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について。

人権擁護委員候補者として次の者を法務大臣に推薦したいので、意見を求めます。

住所は横手市平鹿町樽見内字砂子田37番地の佐野洋子氏でございます。昭和21年3月7日生まれでございます。

提案理由といたしまして、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき意見を求めるものでございます。

よろしくお願ひ申し上げます。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 討論なしと認めます。

ただいまから諮問第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり答申することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は原案のとおり答申することに決定いたしました。

---

### ◎諮問第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○木村清貴 議長 日程第7、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第2号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第2号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。市長。

【高橋大 市長登壇】

○高橋大 市長 諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦について。

人権擁護委員候補者といたしまして次の者を法務大臣に推薦いたしたいので、意見を求めるものでございます。

住所は横手市平鹿町醍醐字宮西118番地にお住まいの神・英夫氏でございます。昭和27年11月26日生まれの方でございます。

提案理由といたしまして、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき意見を求めるものでございます。

よろしく願いいたします。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 討論なしと認めます。

ただいまから諮問第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり答申することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第2号は原案のとおり答申することに決定いたしました。

---

◎諮問第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○木村清貴 議長 日程第8、諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。  
お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第3号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第3号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。市長。

【高橋大 市長登壇】

○高橋大 市長 諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦について。

人権擁護委員候補者といたしまして次の者を法務大臣に推薦したいので、意見を求めるものでございます。

ご住所は横手市平鹿町浅舞字千刈田147番地1にお住まいの照井静信氏、昭和23年5月21日生まれの方でございます。

提案理由といたしまして、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき意見を求めるものでございます。

よろしく願い申し上げます。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 討論なしと認めます。

ただいまから諮問第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり答申することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第3号は原案のとおり答申することに決定いたしました。

---

◎諮問第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○木村清貴 議長 日程第9、諮問第4号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。  
お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第4号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第4号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。市長。

【高橋大 市長登壇】

○高橋大 市長 諮問第4号人権擁護委員候補者の推薦について。

人権擁護委員候補者として次の者を法務大臣に推薦したいので、意見を求めるものでございます。

ご住所は横手市平鹿町上吉田字密屋下44番地にお住まいの森屋輝夫氏、昭和26年11月15日生まれの方でございます。

提案理由といたしまして、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づきご意見を求めるものでございます。

よろしくお願ひいたします。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 討論なしと認めます。

ただいまから諮問第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり答申することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第4号は原案のとおり答申することに決定いたしました。

---

◎報告第4号から報告第6号の上程、質疑

○木村清貴 議長 日程第10、報告第4号専決処分の報告についてより日程第12、報告第6号専決処分の報告についてまでの報告3件を一括議題といたします。

専決処分の報告については説明を省略することとし、ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

これで、報告第4号より報告第6号までの3件の報告を終わります。

---

### ◎議案第3号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第13、議案第3号横手市の定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例を議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

○浮嶋伸 総務企画部長 ただいま議題となりました議案第3号横手市の定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例についてご説明申し上げます。

議案書の7ページをお開き願います。

提案理由でございますが、職員の適正な年齢別構成による組織活力の維持等を図るための早期退職者募集制度を導入するため、横手市の定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例を制定いたしたく、地方自治法の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

内容についてご説明申し上げますので、8ページのほうにお進みいただきたいと思います。

職員の早期退職に係る制度といたしましては、これまで勸奨退職制度がございましたが、これを廃止いたしまして、第1条の趣旨にございますように、定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関し必要な事項を定め、職員の自発的意思による退職制度にしようとするものでございます。

退職手当の支給に関する条例等につきましては、既に秋田県市町村総合事務組合で改正済みでございますが、今回のこの条例の改正はその退職手当の適用を受けるため、必要な募集制度の手続等を定めようとするものでございます。

第2条では職員の募集目的を、また、第3条では要項の作成及び周知について、第6条では応募の認定について、10条では公表を、第11条では必要な事項は規則に定めるとしております。

なお、附則では、施行日を平成26年4月1日としております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

---

◎議案第4号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第14、議案第4号横手市農業災害復旧事業基金条例を議題といたします。

説明を求めます。産業経済部長。

○遠藤久志 産業経済部長 ただいま議題となりました議案第4号横手市農業災害復旧事業基金条例についてご説明を申し上げます。

議案書の15ページをお開きください。

近年、頻発しております暴風雨や大雪など異常気象により被害を受けた農業者に対する農業生産基盤の復旧及び被害の未然防止の支援を目的とする事業に充てる基金を設置するため、条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づきまして、議会の議決を求めようとするものでございます。

次のページをお開きください。

第1条で、暴風雨、大雪その他の異常気象による農業被害に対し、農業者が行う農業生産施設等の復旧を緊急に支援する事業及び被害の未然防止を目的に行う事業に充てるため、横手市農業災害復旧事業基金を設置することとしております。

第2条で、基金の積み立てを一般会計歳入歳出予算で行う旨を定めてございます。

第3条では基金の管理の方法を、第4条では運用収益の処理の方法を、第5条では振り替え運用することができる旨を、第6条では基金を処分することができる場合を定めてございます。

附則では、この条例を平成26年4月1日から施行するとしてございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は、産業建設常任委員会に付託いたします。

---

◎議案第5号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第15、議案第5号横手市消防本部の消防長及び消防署長の資格を定める条例を議題といたします。

説明を求めます。消防長。

○伊藤弘明 消防長 ただいま議題となりました議案第5号横手市消防本部の消防長及び消防署長の資格の基準を定める条例についてご説明申し上げます。

議案書の18ページをお開き願います。



提案理由であります、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による消防組織法の一部改正に伴い、これまで政令で定められていた消防長及び消防署長の任命資格が政令の基準を参酌して各自治体の実情に応じて、条例で制定することとなりましたので、本案について地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

内容であります、19ページをお開き願います。

第1条では、条例制定の趣旨を定めております。

第2条は、消防長の資格要件を定めており、1号にある消防職員、または2号の行政事務に従事した者のうち市長が認めたものとし、第3条の消防署長の資格要件については、階級を有する消防吏員の中から、市長の承認を得て消防長が認めたものとしております。

また、第4条では基準となる新たな政令を参酌して、必要な事項は規則で定めることとしております。附則では、この条例の施行を平成26年4月1日と定めております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎議案第6号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第16、議案第6号横手市いじめ対策委員会設置条例を議題といたします。

説明を求めます。教育指導部長。

○佐藤稔 教育指導部長 ただいま議題となりました議案第6号横手市いじめ対策委員会設置条例についてご説明申し上げます。

議案書の20ページをお開き願います。

提案理由でございますが、平成25年9月28日にいじめ防止対策推進法が施行されました。その第28条に「いじめにより児童・生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められたり、相当な期間、学校を欠席することを余儀なくされる疑いが認められるなど、いわゆる重大事態に対して事実関係を明確にするための調査を行うものとする」とあります。そこで、調査を行う組織として、新たに本市教育委員会に附属機関として、横手市いじめ対策委員会を設置したく、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものであります。

次の21ページをお開き願います。

第1条で横手市いじめ対策委員会の設置を、第2条で所掌事項を、第3条では委員会は8人以内をもって組織すること、第4条で任期等を、第5条で守秘義務について、第6条で委員会に委員長を置き、

委員の互選により定めることなどを、第7条で委員会の会議は委員長が招集し、議長となることなどを示しております。

次の23ページをお開き願います。

第8条で委員会の庶務は教育指導部教育指導課において処理することを、第9条で委任について定めております。

なお、附則では、この条例は平成26年4月1日から施行すると定めております。

また、横手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例にある、別表子ども・子育て会議の委員の項の次に、いじめ対策委員会の委員の項を加える一部改正もあわせてお願いするものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎議案第7号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第17、議案第7号横手市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

○浮嶋伸 総務企画部長 ただいま議題となりました議案第7号横手市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書の24ページをお開き願います。

提案理由でございますが、市役所の位置を改めるため、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

25ページをお開き願います。

横手市役所の位置を定める条例の第1条中「横手市条里一丁目1番1号」を「横手市中央町8番2号」に改めるものでございます。

現在、横手市役所の位置、つまり横手市の住所でございますが、「横手市条里一丁目1番1号」の横手市役所本庁北庁舎がある場所となっております。市長室は現在の横手庁舎に移転したいと考えておりますので、市長のいる横手庁舎を本庁舎として市の位置、所在地といたしたく、ご提案するものでございます。

なお、附則では、平成26年4月1日から施行するものとしております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

---

◎議案第8号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第18、議案第8号横手市公告式条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

○浮嶋伸 総務企画部長 ただいま議題となりました議案第8号横手市公告式条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書の26ページをお開き願います。

提案理由でございますが、庁舎の名称を改めるため、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

公告式条例は、市の告示行為を行う場所、具体的には条例等の公布を行うために掲示する掲示板がある各庁舎の名称とその住所を定めているものでございまして、各地域局庁舎8カ所と北庁舎1カ所の全部で9カ所でございます。

次の27ページのほうにお進みいただきたいと思っております。

先ほど申しましたこの掲示板がある庁舎の名称を変更しようとするものでありまして、現在、「横手市横手庁舎」とある表記を「横手市役所本庁舎」に、「横手市役所本庁北庁舎」を「横手市条里北庁舎」に改め、その別表の表の順位も変更しようとするものでございます。横手市公告式条例の別表中の「横手市役所本庁北庁舎、横手市条里一丁目1番1号」と「横手市横手庁舎、横手市中央町8番2号」と表記されているものを、先に「横手市役所本庁舎、横手市中央町8番2号」に改め、この別表の最下位に「横手市条里北庁舎、横手市条里一丁目1番1号」を追加する形として、先ほど申しましたように順位の整理をしようとするものでございます。

なお、附則では、平成26年4月1日から施行するものとしております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

---

◎議案第9号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第19、議案第9号横手市行政組織条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

○浮嶋伸 総務企画部長 ただいま議題となりました議案第9号横手市行政組織条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書の28ページをお開き願います。

提案理由でございますが、農林部を設置することとして、組織の機構再編に伴う現行条例の一部改正でございまして、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

29ページのほうにお進み願います。

横手市行政組織条例の第1条にあります部の設置で、第5号にある産業経済部を農林部と改め、第6号を商工観光部と改めようとするものでございます。以下、各部の号を繰り下げるものでございます。また、事務分掌を記載している第2条中第5号を農林部とし、事務分掌を、ア、農業、林業、畜産業及び水産業に関すること、イといたしまして、農林畜産品等の流通販売支援に関すること、ウといたしまして、前2号に掲げるもののほか、農林水産業に関することとするほか、第6号を商工観光部とし、事務分掌を、ア、商業及び工業に関すること、イ、観光に関すること、ウ、労働対策に関すること、エ、前3号に掲げるもののほか、商工観光業に関することとするものでございます。伴いまして、以下、各部事務分掌の号を繰り下げております。

なお、附則では、平成26年4月1日から施行するものとしております。

また、この組織機構の再編にあわせまして、まだまだ市民の皆様からご理解をいただけていないというところがございますいわゆる担当・チーフ制についてでございますが、担当・チーフ制に係・係長制への変更を検討しております。新年度からの組織体制から実施してまいりたいと考えておりますので、あわせてご説明させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎議案第10号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第20、議案第10号横手市表彰条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

○浮嶋伸 総務企画部長 ただいま議題となりました議案第10号横手市表彰条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書の31ページをお開き願います。

提案理由でございますが、組織機構を再編することに伴いまして、現行条例の一部を改正するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

32ページのほうにお進み願います。

横手市表彰条例の第5条第2項中「産業経済部長、建設部長、上下水道部長」を「農林部長、商工観光部長、建設部長、上下水道部長、教育総務部長」に改めるものでございます。

市長が施政方針で述べましたとおり、農業への強化と農業を全市的に応援する体制強化のため、産業経済部を農林部と商工観光部に分け、連携を保ちながらより特化した形で施策を展開することといたしております。そのため、表彰条例の選考委員会委員として規定されている産業経済部長を農林部長と商工観光部長に改めるとともに、教育委員会部局からのメンバーとして、教育総務部長を追加するものでございます。

なお、附則では、平成26年4月1日から施行するものとしております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎議案第11号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第21、議案第11号横手市地域局設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

○浮嶋伸 総務企画部長 ただいま議題となりました議案第11号横手市地域局設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書の33ページをお開き願います。

提案理由でございますが、市長室の移転に伴いまして、横手地域局を現在の本庁南庁舎へ移転を予定しておりますので、横手地域局の位置を改めるため、現行条例の一部を改正するものでございます。地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

34ページにお進み願います。

ご案内のとおり、地域局設置条例は市長の権限に属する事務を分掌させるため、8つの地域局を設置する条例となっております。第2条には、地域局の名称と位置が表で規定されておりますが、横手市横手地域局の住所を「横手市中央町8番2号」から「横手市条里一丁目1番64号」に改めるものでございます。

なお、附則では、平成26年4月1日から施行するものとしております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎議案第12号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第22、議案第12号横手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。教育指導部長。

○佐藤稔 教育指導部長 ただいま議題となりました議案第12号横手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書の35ページをお開き願います。

提案理由であります。学校医の診療科目を改めるため、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものであります。

次の36ページをお開き願います。

報酬及び費用弁償に関する条例の別表、学校医師の項目から精神科、心療内科、産婦人科を削除したいということでありまして。背景でございますが、平成19年度から児童・生徒の心の健康や性教育の充実のために講演を行う学校医として、精神科医、産婦人科医を委嘱しておりました。しかし、ここ数年、産婦人科医については年一、二回程度の講演実績であり、精神科医については講演実績がほとんどなく、そのため心療内科医についてもこれまで学校医として委嘱しておりませんでした。今後は県で行っているスクールカウンセラー配置事業や性教育講座等の活用を図るとともに、市で行っている教育相談事業及び学校臨床心理士配置事業の充実を図るとともに、必要であれば精神科医、産婦人科医を講師としてお願いし、講演会を実施してまいりたいと考えております。

附則では、この条例は平成26年4月1日から施行すると定めております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎議案第13号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第23、議案第13号横手市児童館設置条例の一部を改正する条例を議題といたします

す。

説明を求めます。健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 ただいま議題となりました議案第13号横手市児童館設置条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書の38ページからとなります。

本案は平鹿地域の明沢児童館を廃止するため、現行条例の一部を改正することについて、本議会の議決を求めようとするものであります。

39ページをごらんください。

明沢児童館は、平成18年9月から平鹿町明沢自治会に指定管理しておりますが、平成26年2月3日付で明沢自治会から当該児童館の払い下げの申し出がございました。明沢児童館は主に地域の集落会館としての利用実態でございまして、昭和44年の建築から既に44年を経過し、秋田県の児童館整備台帳からも抹消されております。このため、明沢児童館を横手市児童館設置条例から削り、地縁団体に無償譲渡しようとするものでございます。

なお、本条例の附則におきましては、施行日を平成26年4月1日としております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は、厚生常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎議案第14号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第24、議案第14号横手市営診療所設置条例及び横手市営へき地診療所設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 ただいま議題となりました議案第14号横手市営診療所設置条例及び横手市営へき地診療所設置条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書の40ページからとなります。

本案は手数料の改正及び雄物川町えがおの丘診療所を廃止するため、条例を改正する必要が生まれたので、本議会の議決をお願いするものでございます。

41ページをごらんください。

第1条では、横手市営診療所設置条例の改正について規定しております。設置条例第2条中、雄物川町えがおの丘診療所について、今年度で廃止しようとするものでございます。

えがおの丘診療所につきましては、平鹿総合病院に医療業務を委託し、毎週水曜日午後には整形外科の

診察をしておりました。しかし、平鹿総合病院から医局体制が変わるために、平成26年4月以降の医師派遣ができないとの申し出がございました。市立病院からの医師派遣もご検討いただきましたが、医師不足により医師の派遣が困難であるということから、えがおの丘診療所について今年度で廃止することとしたものでございます。

次に、診療所設置条例第6条に規定している文書手数料について、消費税率の改定により別表のとおり改定しようとするものでございます。なお、この手数料については市立病院と同額でございます。

42ページでございますけれども、第2条におきましては、横手市営へき地診療所設置条例第6条に指定している手数料についても同様に改正しようとするものでございます。

なお、附則におきましては、施行日を平成26年4月1日としております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は、厚生常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎議案第15号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第25、議案第15号横手市大森グラウンド・ゴルフ場設置条例及び横手市都市公園条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。教育総務部長。

○小川良平 教育総務部長 ただいま議題となりました議案第15号横手市大森グラウンド・ゴルフ場設置条例及び横手市都市公園条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

44ページをごらんいただきたいと思います。

本案は、利用者のニーズやリピーターを確保する観点から横手市大森グラウンド・ゴルフ場及び赤坂総合公園グラウンド・ゴルフ場に回数券を導入するため、現行条例を改正したいので、地方自治法の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

次に、45ページをお開きください。

改正の内容につきましては、大森グラウンド・ゴルフ場設置条例の別表中の利用者区分の中で、現在の改正の内容は「児童・生徒」というふうに記載されております。以前は「中学生及び小学生」という記載でございましたけれども、横手市都市公園条例の利用者区分と統一するため、「児童・生徒」というふうに変更すると。その下に回数券を加えまして、使用料の額を3,000円とするというものであります。

続きまして、46ページごらんいただきたいと思います。

46ページでは、横手市都市公園条例の別表第2第3号（4）の赤坂総合公園のグラウンド・ゴルフ場



の利用者区分に回数券を加えまして、使用料金を3,000円とするものでございます。

なお、附則では、施行期日を平成26年4月1日としております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎議案第16号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第26、議案第16号横手市消防事務手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。消防長。

○伊藤弘明 消防長 ただいま議題となりました議案第16号横手市消防事務手数料条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書の47ページをお開き願います。

提案理由であります。今回消費税率の引き上げに伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の施行により、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるようとするものでございます。

改正の内容であります。48ページをお開き願います。

消防事務手数料の算定基礎となる人件費及び物品費等の見直しを行った結果、対象となる危険物施設の審査事務101件中、増額が必要とされた大規模施設25件について、別表の手数料を記載のとおり改正するものであります。

なお、附則では、施行日を平成26年4月1日としており、経過措置として条例施行日以前の事務手数料については従前のとおりとしております。

今回改正されるものは、石油コンビナート内にあるような大規模施設が対象であり、当管内に該当する施設はございません。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎議案第17号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第27、議案第17号横手市生涯学習センター設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。教育総務部長。

○小川良平 教育総務部長 ただいま議題となりました議案第17号横手市生涯学習センター設置条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

50ページをお開きください。

本案は、山内地域多目的総合施設の供用開始に伴い、横手市山内生涯学習センターの位置を改めるため、現行の条例を改正したいので、地方自治法の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

51ページをお開きください。

改正内容につきましては、横手市生涯学習センター設置条例第2条の項中、横手市山内生涯学習センターの位置を「横手市山内土淵字二瀬8番地1」から「横手市山内土淵字二瀬8番地4」に改めるものであります。

なお、附則では、施行期日を平成26年4月1日としております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎議案第18号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第28、議案第18号横手市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。教育総務部長。

○小川良平 教育総務部長 ただいま議題となりました議案第18号横手市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

52ページをごらんいただきます。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備の施行に伴う社会教育法の一部改正に伴い、現行の条例を改正したいので、地方自治法の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

53ページをお開きください。

改正の内容につきましては、横手市社会教育委員に関する条例の第2条中「21人」を「21人以内」に改め、第4条を第5条とし、第3条の次に、委嘱の基準を第4条として加えるものであります。

なお、附則では、施行期日を平成26年4月1日としております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎議案第19号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第29、議案第19号横手市青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。教育総務部長。

○小川良平 教育総務部長 ただいま議題となりました議案第19号横手市青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

54ページをごらんください。

本案は、地域自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備の施行に伴う地方青少年問題協議会法の一部改正に伴い、現行の条例を改正したいので、地方自治法の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

次に、55ページをごらんいただきたいと思えます。

改正の内容につきましては、横手市青少年問題協議会設置条例の第3条第1項を、協議会は委員20名以内で組織する。それから、第2項を、委員は、市長が委嘱するとし、第3条6項を、会長及び副会長は、委員の互選によって定める、に改め、第4条第3項及び第4項並びに第5条を削り、第6条を第5条とし、第7条中「市長が」という文言を「別に」に改めると。同条を第6条とするものであります。

なお、附則では、施行期日を平成26年4月1日とし、第2項の部分では、横手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の第2条第3項中、第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号に改めるものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

9番播磨議員。

○9番(播磨博一議員) ただいまの説明の中の第4条の3項を削るとありますけれども、4条の3項といますのは、協議会は委員の2分の1以上の出席がなければ、会議を開くことができない、つまり過半数の出席を求めているわけですが、今回それを削るといのはどういった背景があるのでしょうか。

○木村清貴 議長 教育総務部長。

○小川良平 教育総務部長 先ほどお話いたしましたように、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令だとか、それから、施行に伴う地方青少年問題協議会、これをまず言い方としましては余り縛ったものでなくて、地域のほうに委ねるといいう方は変ですけども、そういう地域の自主性に任せるというような形で、国のほうの改革の部分を参酌いたしまして、まずこれに倣ったというような内容でございます。

以上であります。

○木村清貴 議長 9番播磨議員。

○9番（播磨博一議員） 国のほうの方針をということのようですけども、せっかくある協議会、しかも委員をこちらのほうでというか、地元の声聞いていろんな形で推薦して指名してお願いしているわけで、そういう会合を過半数の出席もなしに、何といたしますか、進めていくといたしますか、会のあり方の濃い薄いが出てくるような重要性にかかわるようなことではないかと思っておりますけれども、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○木村清貴 議長 教育総務部長。

○小川良平 教育総務部長 今現在のところ、その中身ですけども、最終的に協議案件について、その場で決定するという場所ではなくて検討するというような協議会ということで進んでいるということになろうかと思っておりますので、そういうふうには私のほうでは解釈しております。

○木村清貴 議長 9番播磨博一議員。

○9番（播磨博一議員） 実は私も議会のほうの推薦をもらって、この協議会のメンバーになっておりますけれども、確かにこれまでの会議の経過の中では物を決するというようなことはございませんでしたけれども、いろんなその情報交換なり、これからの施策等についての提案なり等もございました。そういう中で、この条文だけを見ますと20人以内ですね。そういうメンバーの中で極端な例を申し上げますと、1人の委員の参加でもこれは成立するというふうな形になろうかと思うんです、極端な例ですけども。こういうことまでも、何といたしますか、想定しながらこれでもよろしいというふうな条例なんでしょうか。

○木村清貴 議長 教育総務部長。

○小川良平 教育総務部長 ただいまご指摘ありましたように、出席者は少なく、そういう状況で進めていいのかというお話でありますけれども、こちらといたしましては極力参加いただくというような方向で進めるということ。それから、この青少年問題協議会につきましては職務といたしまして青少年の指導、育成、保護等の必要な事項を調査するというようなこと。それから、総合施策を適正に実施するために関係機関の相互の連絡調整を行うというようなことをまず職務にしておりますので、先ほど言いましたように、まず関係者の方には出席いただきまして、ご協議いただくというふうに進めてまいりたいと思っております。

○木村清貴 議長 9番播磨議員。

○9番（播磨博一議員） これまでの会議といいますか、委員会の流れは私もわかっておりますけれども、なぜ国のほうでといいますか、この部分を削ったのか。要するに過半数の出席を求めないのはなぜなのかということをごちゃとまだわからないので、お願いします。

○木村清貴 議長 暫時休憩いたします。

午後 2時24分 休憩

---

午後 2時24分 再開

○木村清貴 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○木村清貴 議長 総務企画部長。

○浮嶋伸 総務企画部長 この条例の趣旨はそういうことだと思いますけれども、まず通例で申し上げますと、いわゆるこの条例の改定に当たって、そこまで条例で定めなくてもいいんでないかということではないかというふうに、まず普通であれば判断いたします。実際の運用に当たっては、規則なり要項なりでその会の進行を、例えば設置する云々とか、いわゆる運営の部分についてはその中で定めていって対応するというのが通例というふうに理解しておりますので、恐らくそのような形で今回の条例については、この細かい部分までは条例事項で定めなくてもいいという判断のもとで、このようになったというふうに解釈をしております。

以上でございます。

○木村清貴 議長 9番播磨議員。

○9番（播磨博一議員） 条例に定めなくともということになりますと、運用の方法なり、色んなことがあると思いますけれども、それでは規則とかそういう形でこの部分は担保されるのかどうか。それとも、全くなくても設置していくのか。その辺をお願いします。

○木村清貴 議長 暫時休憩いたします。

再開は午後2時40分といたします。

午後 2時26分 休憩

---

午後 2時39分 再開

○木村清貴 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○木村清貴 議長 9番播磨議員の質疑に対する答弁をお願いします。

教育総務部長。

○小川良平 教育総務部長 先ほどの出席者2分の1というのを、こちらの設置条例から削除するというようなお話でまず進めさせていただきました。その後、私のほうで検討させていただきました。この条

例の施行に当たりまして、運用の要項を作成させていただきまして、その中に出席者というふうな部分を入れて進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○木村清貴 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎議案第20号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第30、議案第20号横手市公民館設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。教育総務部長。

○小川良平 教育総務部長 ただいま議題となりました議案第20号横手市公民館設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

57ページをごらんください。

本案は、山内地域多目的総合施設の供用開始に伴い、横手市山内公民館の位置等を改めるため、現行の条例を改正したいので、地方自治法の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

58ページをごらんください。

改正の内容につきましては、横手市公民館設置条例の別表第1横手市山内公民館の項中「横手市山内土淵字二瀬8番地1」を「横手市山内土淵字二瀬8番地4」に改めるものであります。なお、9号のところでは、使用料について記載されてございます。

なお、この附則では、施行期日を平成26年4月1日としております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎議案第21号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第31、議案第21号横手市立図書館設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。教育総務部長。

○小川良平 教育総務部長 ただいま議題となりました議案第21号横手市立図書館設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

60ページをごらんください。

本案は、横手市立山内図書館及び大雄図書館を廃止するため、現行の条例を改正したいので、地方自治法の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

61ページをごらんください。

改正の内容につきましては、横手市立図書館設置条例の第2表中、山内図書館及び大雄図書館の項を削るものであります。両図書館におきましては、現在、生涯学習センターの隣に設置されている図書室として使われておりまして、日常業務は生涯学習センターの職員が行っております。この現状に合わせ、図書館から公民館図書室に変更し、地域住民の皆さんの身近な図書室としてご利用いただければと考えております。なお、この変更につきましては、各地域づくり協議会において説明をいたしまして、ご理解をいただいているというところでございます。

なお、附則では、施行期日を平成26年4月1日としております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

8番寿松木孝議員。

○8番（寿松木孝議員） 改正の内容は大体わかりました。ちょっとだけ確認させていただきたいんですけども、まず例えば現況では各図書館からの貸し出しした、他の図書館から借りてきた本を例えば大雄でも山内でもお返ししたり、また逆もあり得るという形で図書館と同じような取り扱いをしていました。これがまず普通に今までと同じようにできる仕組みなのかどうかということが、まず1つ。

それから、もう1点、生涯学習センターのほうで運営していたので、そのままということなので、問題ないかとは思いますが、その運営の形態だとか、それから今後そういう形が維持されていくものかどうか、その部分の確認をさせていただきたいと思います。

○木村清貴 議長 教育総務部長。

○小川良平 教育総務部長 ただいまご質問のありました、これまでも例えば中央図書館なり、ほかの図書館から、この山内、大雄の図書館には今までどおり本を同じ形で配付して、そしてまた交換しながらという体制は変わりません。

それから、今現在でもそうですけれども、その2館につきましては特別図書館職員という方が設置されておられません。ですので、その各生涯学習センターのほうと図書館のほうで協議いたしまして、これまでと支障ないような運営の仕方をするということで、こちらにお話をしておるところでございます。

以上でございます。

○木村清貴 議長 8番寿松木議員。

○8番（寿松木孝議員） 内容的には理解しましたが、いずれ昨年でしたか、大雄の地域局では図書館というその当時は捉え方でしたが、その位置を移動しながら、まず現行の体制に持ってきたという絡みもありますし、山内の図書館も同じくして今回の地域局の改装に合わせて、位置も含めて変わっていくと

思いますけれども、所蔵している冊数含めまして図書館というのにはやはり少しちょっと無理があるだろうなというふうに思っておりましたので、その部分については理解しますが、ぜひ今後ともそういう形の中での不利益はないような形で運営していただくということをぜひ続けてほしいなということをお願い申し上げまして、質問といたします。

○木村清貴 議長 教育総務部長。

○小川良平 教育総務部長 ただいまお話ありましたように、支障がないように、これまで以上に使っていただけるようにこちらとしても努力してまいりたいと思いますので、何とかご了解願いたいと思います。

○木村清貴 議長 ほかに質疑ありませんか。

3番立身万千子議員。

○3番（立身万千子議員） 今の質疑に対してちょっと関連してなんですけれども、その支障がないようにされるという返事をいただきましたが、教育方針を拝見しますと、司書さん、そして司書補助さんを充実させるということをきちっと明記されていますよね。それに対して今のお答えでは、私も山内や大雄にはちょこちょこ行っていますが、いろいろ頑張ってはいらっしゃるんですが、そういう人たちの位置づけというのはどのようになるんですか。

○木村清貴 議長 教育総務部長。

○小川良平 教育総務部長 今現在ですと、山内、それから大雄につきましては、先ほど申しました生涯学習センターの非常勤の職員の方もおりますので、その方々をお願いしていると。ただ、司書の資格がある方となりますと、またちょっと検討させていただかないと、すぐに配置するというのはなかなか難しいところがありますので、そこら辺はちょっと検討させていただきたいというふうに思います。

○木村清貴 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎議案第22号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第32、議案第22号横手市水道事業及び下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。上下水道部長。

○鈴木弘志 上下水道部長 ただいま議題となりました議案第22号横手市水道事業及び下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

議案集の62ページをお開き願います。

本議案につきましては、地方公営企業法の改正に伴い資本剰余金の処分方法の変更と水道及び下水道



事業の経営安定に資するため、現行条例の一部を改正いたしたく、地方自治法の規定に基づき、議会の議決をお願いしようとするものでございます。

地方公営企業会計制度の見直しに伴う新たな会計制度が平成26年4月1日より施行されることとなりますが、資本制度に関する部分につきましては先行して平成24年4月1日より実施されておりまして、既に必要な事項を条例で定めております。今般、新会計制度の施行に伴い条例の一部を改正しようとするものでございます。

それでは、改正の内容についてご説明いたしますので、63ページをお開き願います。

第2条では、利益の処分及び積立金の取り崩しについて定めておりますが、新たに第4項として、減債積立金または建設改良積立金をその目的に沿って取り崩して使用した場合は、使用した額に相当する額を資本金へ組み入れることを追加するものです。これは新会計制度のもとでは資本組み入れ制度が廃止となることから、資金の外部流失防止と、それから経営資本の増強を図り、経営の安定に資するため、これまでと同様の経営処理を行い得るよう条例で規定しようとするものであります。

第3条2項は、いわゆるみなし償却を行った資産の除去時における資本剰余金の処分について定めておりますが、新会計基準においてはみなし償却が廃止となることから、この規定を削除するものでございます。

附則として、施行期日を平成26年4月1日としております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は、産業建設常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎議案第23号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第33、議案第23号横手市病院事業の剰余金の処分等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。大森病院事務局長。

○金澤和彦 市立大森病院事務局長 ただいま議題となりました議案第23号横手市病院事業の剰余金の処分等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書、64ページでございます。

本案は、地方公営企業法の改正に伴う資本剰余金の処分方法を変更し、及び病院事業の経営安定に資するため、現行条例の一部を改正しようとするものでございます。

地方公営企業会計制度の見直しに伴う新会計制度が本年26年4月1日から施行されますが、資本制度の見直しについては平成24年4月1日から先行して実施されております。この資本制度の見直しに当た

っては、剰余金の処分等に関して必要な事項を条例で定めており、今般、新会計制度が全面的に施行されることから、この条例の一部を改正しようとするものでございます。

条例の内容をご説明いたしますので、次のページ、65ページをお開きください。

第2条では、利益の処分及び積立金の取り崩しについて定めておりますが、第4項として、減債積立金または建設改良積立金を当該目的で使用した場合は、その使用した額に相当する額を資本金に組み入れることを追加しようとするものです。これは新しい地方公営企業会計制度では資本組み入れ制度が廃止されることから、この条例で規定することにより、資本の外部流失を防止し、資本増強を図ることによって病院事業の経営安定に資するとともに、これまでと同様の経理とするための改正です。

第3条2項は、いわゆるみなし償却を行ったものに対する資本剰余金処分について定めておりますが、新会計制度ではみなし償却が廃止されることから、この規定を削除するものでございます。

附則では、施行日を平成26年4月1日と定めております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は、厚生常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎議案第24号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第34、議案第24号横手市大森温泉自動分譲施設設置条例を廃止する条例を議題といたします。

説明を求めます。大森地域局長。

○高山勇光 大森地域局長 ただいま議題となりました議案第24号横手市大森温泉自動分譲施設設置条例を廃止する条例について説明申し上げます。

議案書、66ページをごらんください。

本案は、横手市大森町字持向218番地に設置されておりますスタンド方式の温泉自動分譲施設を廃止するため、現行の条例を廃止したいので、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

67ページをごらんください。

この施設は、平成6年に大森公園温泉三号井の源泉を利用して、在宅で温泉を利用して住民の健康と福祉の向上のために設置されたものであります。温泉10リットル当たり10円で、1回当たり300リットルを限度として販売しておりましたが、平成22年度からはほとんど利用者がいない状況が続いておりました。平成24年の冬には経年劣化によりまして、機器内部の配管が腐食し漏水したため、販売を中止しておりました。設置から19年がたちまして、これ以上利用することは困難なことから、設備一式を廃止

し解体しようとするものであります。

附則では、この条例を平成26年4月1日から施行することを定めております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は、産業建設常任委員会に付託いたします。

---

### ◎議案第25号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第35、議案第25号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。教育総務部長。

○小川良平 教育総務部長 ただいま議題となりました議案第25号工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

68ページをごらんください。

本案は、横手市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決をお願いするものであります。

工事名は、大雄地区小学校統合事業、田根森小学校増築及び改修等工事。

工事場所は、横手市大雄字田根森50番地であります。

契約の方法は指名競争入札で、契約金額は2億1,708万円となっております。

契約の相手方は、横手市駅前町13番8号、創和建设株式会社、株式会社半田工務店、株式会社高橋建業、大雄地区小学校統合事業、田根森小学校増築及び改修等工事、特定建設工事共同企業体、代表者、創和建设株式会社代表取締役社長、小原朗氏であります。

当建設工事は、平成27年3月に田根森小学校、阿気小学校を廃止し、同年4月に大雄小学校を設置する学校統合に向けて行うものであります。

工事の概要を申し上げますと、増築教室棟が木造平屋建てで、一部鉄骨づくり286平方メートル、既存校舎棟では外壁と屋上防水の全面改修、内装と床の改修などのほか、プールサイドとプール附属棟の改修、駐車場の改修、拡張の外構工事を行うものであります。

なお、指名業者数は市内JV3社で、予定価格は2億1,830万400円、落札率は99.44%となっております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

---

◎議案第26号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第36、議案第26号権利の放棄についてを議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

○照井康晴 建設部長 ただいま議題となりました議案第26号権利の放棄についてをご説明申し上げます。

議案書の69ページをごらん願います。

放棄しようとする権利の内容であります、横手市営住宅の使用料であります。

債務者は記載のとおりであります。

放棄する額は22万1,000円です。

放棄の理由であります、本債権につきましては平成12年11月から平成13年3月までの5カ月分の市営住宅使用料が未納となっているものであります。既に民法で規定する5年が過ぎ、消滅時効が完成している状況にあります。しかしながら、債務者が現在行方不明のため、債権を消滅させるための民法の規定による消滅時効援用の意思確認ができない状況にあります。なお、本債権につきましては連帯保証人のいない事案となっております。

以上のことから、提案理由にありますように地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、議会の議決をもって、債権放棄をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は、産業建設常任委員会に付託いたします。

---

◎議案第27号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第37、議案第27号権利の放棄についてを議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

○照井康晴 建設部長 ただいま議題となりました議案第27号権利の放棄についてをご説明いたします。

議案書の70ページでございます。

放棄しようとする権利の内容は、横手市営住宅の使用料であります。

債務者は記載のとおりであります。

放棄する額は、平成11年12月から平成12年7月までの8カ月分の未納となっている市営住宅使用料10万9,000円でございます。

放棄の理由であります、議案第26号と同様に消滅時効5年が過ぎた債権であります、債務者との

連絡がとれない状況にあり、債権を消滅させるための消滅時効援用の意思確認ができないものであります。意思確認をとるため、現地に職員を派遣することも考えられましたが、会えるという保証もなく、費用対効果の点で問題があると考えられるものであります。このため、地方自治法の規定に基づき、議会の議決をもって、債権放棄をお願いするものであります。なお、本案件につきましては連帯保証人から消滅時効援用書の提出があり、市と連帯保証人の間では債権が消滅しております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は、産業建設常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎議案第28号～議案第41号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第38、議案第28号公の施設の指定管理者の指定についてより日程第51、議案第41号公の施設の指定管理者の指定についてまでの14件を一括議題といたします。

一括議題とした議案14件については説明を省略することとし、ただいまから議案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

24番齋藤光司議員。

○24番（齋藤光司議員） 2つお願いします。

募集方法についてでありますけれども、見ると公募、それから非公募ありますけれども、これについての市としての考え方を教えてください。

それから、もう1点であります。

指定管理料、中身を見ても利益を上げているところ、そしてまた、累積赤字を持っているところ、年間に赤字を持っているところ、それでも指定管理者として手を上げてくれるという部分の中で、非常に赤字を持っていても、そういう部分の中では公益という形の中で頑張っておられるのかなと思いつつも、その指定管理料の赤字になっても、指定管理料を市で決める部分の中での要するに額の選定に関しての考え方、それひとつ教えてください。

以上、2点お願いします。

○木村清貴 議長 総務企画部長。

○浮嶋伸 総務企画部長 2点のお尋ねがございました。

公募、非公募ということですが、原則公募ということで向かっております。ただ、今までの経緯とか、これが切りかわった段階での諸事情はありますので、それらについては考慮している部分はございます。それらについても相手方と十二分に交渉した中で協議をした中の方針ということでございますので、基本は公募ということでございます。

それから、2点目のいわゆる指定管理料の部分についてでございますけれども、それらについては、基本はその施設に係る部分の費用が幾らあるかということと、それから入ってくるお金が幾らあるかというところでのまず算定が必要になるというふうに思っております。ですから、特別な事情があったり、大きな変更があった場合については、それらについて相互協議の上で変わるという部分はございますが、それ特定の大きな事案でない限りはそれぞれのこの契約の年数の中でお願いしているというのが今の現状でございます。

以上でございます。

○木村清貴 議長 24番齋藤光司議員。

○24番（齋藤光司議員） わかりました。この種々の指定管理になっている部分についてですけれども、累積赤字を出していても必要だということがこう一つ一つ精査するとあるわけですね。そしてまた、利益を出しているところもあると。それから、指定管理料がないところもある。そういう部分の中で、方向性としては競争原理を働かせて、その指定管理者を決めるのではなくて、譲渡できるものは民間に譲渡をして、やっぱり市としてのかかわりも含めて負担を軽減していくという方向性のほうが、私は市の将来にわたってはいいい手法ではないか。役目も終わっている部分もあるのではないかなという考えもあります。そういう中で温泉施設等いろいろありますけれども、こういう部分についても民間に譲って、譲れるものは譲るという方向性をやっぱりそろそろ出す時期ではないかという思いでいますけれども、その点の考えをお願いしたい。

○木村清貴 議長 総務企画部長。

○浮嶋伸 総務企画部長 いわゆる温泉施設を初め、それから三セクとかいろいろあるわけでございますけれども、議員ご指摘のような形での民間へのというのは今後検討していく大きな方向の一つであるというふうに認識しております。いずれにいたしましても、前の答弁でも申し上げましたとおり、三セクのあり方等については、私どもも市としてのかかわり方がどうあるべきかというようなことも方向性をしっかりと出して対応してまいりたいというふうに考えてございますので、いわゆる今、特定の団体がそれを権利としてずっとやっていくものではないというスタンスの中で、先ほど答弁で申し上げました公募も十二分に考慮しながら検討していくものだというふうに理解しております。よろしくお願いたします。

○木村清貴 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

議案14件については、お手元に配付しております一覧表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

---

◎議案第42号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第52、議案第42号市道路線の廃止についてを議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

○照井康晴 建設部長 ただいま議題となりました議案第42号市道路線の廃止についてご説明申し上げます。

議案書の85ページをお願いいたします。

本案は、市道路線の廃止について、道路法第10条第3項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

それでは、次のページをお開きください。

今回廃止しようとする路線であります、2路線であります。

初めに、市道上薄井大上線ではありますが、横手明峰中学校前の市道であります。本市道が県道昇格したことに伴い、旧県道が市に移管となったことから、県道昇格区間を廃止する必要が生じたものであります。当該市道を一旦廃止し、改めて市道認定を行うものであります。

次の宝竜1-4号線ではありますが、隣接地の開発行為により、道路が新たに築造され道路延長が延びたことにより、終点道を変更する必要が生じたことから、一旦廃止し、改めて市道認定を行うものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は、産業建設常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎議案第43号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第53、議案第43号市道路線の認定についてを議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

○照井康晴 建設部長 ただいま議題となりました議案第43号市道路線の認定についてご説明申し上げますので、88ページをお願いいたします。

今回市道として新たに認定しようとする路線ではありますが、長者1号線ほか6路線であります。

主な内容ではありますが、長者1号線から長者4号線及び西下6号線の5路線につきましては、開発行為により新たに築造された道路を新規に認定しようとするものであります。また、宝竜1-4号線につきましては、議案第42号で一旦廃止した路線ではありますが、開発行為に伴い変更となりました路線の終点並びに延長を変更し、改めて再認定を行うものであります。

次に、1つ前段の上薄井西部線ではありますが、同様に議案第42号で一旦廃止しました上薄井大上線ではありますが、県道昇格部を除いた区間について路線名称を改めるとともに、終点並びに延長を変更し再

認定を行うものであります。

以上7路線を市道認定することにつきまして、議会の議決をお願いするものであります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は、産業建設常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎議案第44号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第54、議案第44号平成25年度横手市一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

説明を求めます。財務部長。

○石山清和 財務部長 ただいま議題となりました議案第44号平成25年度横手市一般会計補正予算（第9号）についてご説明申し上げます。

それでは、予算書の1ページをごらんいただきたいと思います。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ14億8,316万3,000円を減額いたしまして、補正後の総額を歳入歳出それぞれ512億2,848万2,000円に定めようとするものでございます。

第2条、継続費の補正でございますが、7ページをお開きください。

第2表、継続費補正のとおり、雄物川地区小学校統合事業について、契約差金の発生に伴い、総額及び年割額を変更しようとするものでございます。

続いて、第3条、繰越明許費の補正でございますが、8ページをお開きいただきたいと思います。

第3表、繰越明許費補正のとおり、地域総合整備資金貸付事業など14事業を追加するものでございます。

続いて、第4条、債務負担行為の補正でございますが、9ページから13ページにわたってございます。

第4表、債務負担行為補正のとおり、増田休養施設「真人山荘」指定管理委託など75件を追加するとともに、公用車リース、平鹿地域局の公用車リースでございますが、これなど5件を含めまして、期間や限度額を変更しようとするものでございます。

続いて、第5条、地方債の補正であります。14ページをお開きいただきたいと思います。

第5表、地方債補正のとおり、配食サービス事業など19事業につきまして発行限度額を変更しようとするものでございます。

それでは、歳入歳出の主な内容につきましてご説明申し上げます。

今回の補正でございますが、全般にわたりまして事業費の精査並びに決算見込みによる減額及びこの



ことに伴う財源振替などを行ってございます。

初めに、歳出の主な内容についてご説明申し上げますので、議案書の28ページをお開きいただきたいと思ひます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に一般職員人件費といたしまして819万3,000円を計上してございます。これは、職員退職手当特別負担金の増額によるものでございます。

続いて29ページをごらんいただきたいと思ひます。

同じく7目企画費でござひます。代替運行事業といたしまして646万9,000円を計上してござひます。これはデマンド交通によりまして運休してござひました乗合タクシー大森線の運行再開並びに他の3路線の実績見込みによる増額補正でござひます。

少し飛びまして35ページをお開きいただきたいと思ひます。

3款民生費、3項生活保護費、1目生活保護総務費で、生活保護平常業務分として8,948万3,000円を計上してござひます。これは、平成24年度生活保護費の確定に伴う国庫負担金等の返還金でござひます。

同じく2目扶助費で、一般扶助費として1億6,499万9,000円を減額してござひます。これは、実績見込みによる減額でござひます。

続いて、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費で、予防接種事業を7,153万3,000円減額してござひます。接種見込み者数の減によるものでござひます。

36ページをお開きいただきたいと思ひます。

同じく2項清掃費、4目廃棄物処理統合施設整備事業費で、クリーンプラザよこて整備事業を6億417万6,000円減額してござひます。これは、本体整備関係事業費並びに搬入路整備事業費の事業費確定に伴う減額となつてござひます。

37ページをごらんいただきたいと思ひます。

同じく4項病院費、1目病院事業費で1,338万円を計上してござひます。これは、普通交付税額及び特別交付税額の確定に伴う病院事業への負担金などでござひます。

少し飛びまして40ページお開きください。

8款土木費、2項道路橋りょう費、3目道路新設改良費で、地方道路交付金事業を5,490万円減額してござひます。これは、事業費の精算見込みによる減額でござひます。

41ページの下段になります。

同じく4項都市計画費、3目街路事業費で、地方道路交付金事業、中央線でござひますが、5,609万2,000円減額してござひます。これは、社会資本整備総合交付金の交付見込み並びに事業費の精算見込みによる減額でござひます。

続いて、歳入のほうへ移らせていただきますので、前に戻りまして16ページをお開きいただきたいと思ひます。

各款ごとの歳入は、総括表のとおりでござひますが、1款市税では3億2,624万8,000円を計上してござ

ございます。これは、市民税、市たばこ税などの増収によるものでございます。

14款でございますが、国庫支出金では5億9,861万円を減額してございます。これは、循環型社会形成推進交付金、生活保護費負担金、社会資本整備総合交付金、これらの減額などによるものでございます。

21款市債でございますが、4億8,820万円を減額してございます。これは、合併特例事業債、過疎対策事業債などの市債に係る事業費の精算や決算見込みによる減額などによるものでございます。

続いて18款でございますが、繰入金でございます。財政調整基金繰入金を7億3,966万4,000円減額いたしまして、収支の均衡を図ってございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は、一般会計予算特別委員会に付託いたします。

---

#### ◎議案第45号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第55、議案第45号平成25年度横手市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

説明を求めます。市民生活部長。

○小丹茂樹 市民生活部長 ただいま議題となりました議案第45号平成25年度横手市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

1 ページをごらんください。

第1条では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,981万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を124億107万8,000円に改めようとするものです。

初めに、歳出からご説明いたしますので、6ページをお開きください。

1款総務費94万5,000円の増額は、この4月からの制度改正に対応する調整交付金申請システムを更新するための委託料を計上したものであります。

次に、11款諸支出金4,028万6,000円の増額は、国保直営診療施設であります市立大森病院が実施しました健康管理事業と電子カルテシステムの更新事業に対する国の特別調整交付金を繰り出しするものであります。

12款予備費2,858万7,000円の増は、収支の均衡を図るためのものであります。

次に、歳入についてご説明しますので、前の5ページにお戻りください。

3款国庫支出金4,028万6,000円の増は、歳出で説明しました市立大森病院に繰り出す特別調整交付金となっております。

10款繰越金2,953万2,000円の増は、確定した前年度繰り越しを計上するものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は、厚生常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎議案第46号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第56、議案第46号平成25年度横手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。市民生活部長。

○小丹茂樹 市民生活部長 ただいま議題となりました議案第46号平成25年度横手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

1ページをごらんください。

第1条では、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ647万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億4,547万7,000円に改めようとするものであります。

歳出からご説明しますので、6ページをお開きください。

1款1項総務管理費から86万円と2項徴収費から50万円を減額しております。これは、通信運搬費の支出見込みによる減額であります。

2款後期高齢者医療広域連合納付金から511万9,000円を減額しております。これは、負担金の確定に伴う減額となっております。

歳入についてご説明しますので、5ページにお戻りください。

3款繰入金647万9,000円の減額は、支出見込みに伴う事務費繰入金が136万円、保険基盤安定負担金分が511万9,000円の減額になったことによるものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は、厚生常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎議案第47号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第57、議案第47号平成25年度横手市介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

説明を求めます。健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 ただいま議題となりました議案第47号平成25年度横手市介護保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをごらんください。

第1条では、歳入歳出予算の総額からそれぞれ3,735万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ108億1,448万5,000円に改めようとするものでございます。

初めに、歳出からご説明いたしますので、3ページをごらんください。

1款1項総務管理費では、事業実績に応じまして通信運搬費などを74万6,000円減額しております。

同じく3項介護認定審査費では、主治医の意見書作成手数料などを489万7,000円減額しております。

2款1項介護サービス給付費では、施設介護サービス給付費を減額いたしまして、居宅介護サービス給付費を増額するなどして、全体で572万3,000円増額しております。

2目介護予防サービス等諸費では、利用実績に基づき、572万3,000円減額しております。

3款1項基金積立金では、国からの調整交付金の減額により、準備基金積立金2,462万6,000円を減額しようとするものでございます。

4款地域支援事業費では、介護予防事業並びに包括的支援事業などについて、実績により672万円を減額しております。

次に、歳入について説明いたしますので、2ページをごらんください。

歳入、3款1項国庫負担金を798万4,000円増額し、5款1項県負担金を同額減額しております。これは、歳出の保険給付の調整によりまして、国と県の負担割合を調整したものでございます。

また、3款2項国庫補助金では、前年の保険給付実績の確定により、国からの調整交付金を2,810万4,000円減額しております。

このほかの補正は、地域支援事業の減額などにより、その財源となる支払基金交付金、県支出金、一般会計繰入金など、それぞれ法定負担割合により減額したものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は、厚生常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎議案第48号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第58、議案第48号平成25年度横手市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 ただいま議題となりました議案第48号平成25年度横手市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

予算書の1ページをごらんください。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ233万4,000円を減額いたしまして、補正後の総額をそれぞれ2,752万6,000円に定めようとするものでございます。

補正の内容について説明いたしますので、2ページをごらんください。

下段の歳出では、1款1項介護予防支援事業費から273万7,000円を減額しております。これは、非常勤職員報酬の減額並びに公用車購入等にかかわる契約差金などについて減額したものでございます。

2項居宅介護支援事業費では、40万7,000円を計上しております。これは、居宅介護支援システムリース料について、今年度で一括償還するための経費でございます。

上段の歳入では、1款サービス収入のうち1項居宅介護支援サービス収入を実績に基づき、285万6,000円減額し、居宅介護システムリース料の償還については、2款繰越金に52万2,000円を計上するなどして収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は、厚生常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎議案第49号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第59、議案第49号平成25年度横手市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

説明を求めます。健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 ただいま議題となりました議案第49号平成25年度横手市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

第1条では、債務負担行為の補正を行おうとするものでございます。

2ページの第1表をごらんください。

複合機リース及び介護支援システムリースについて、平成26年度からの消費税率改定により、それぞれ限度額を追加しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は、厚生常任委員会に付託いたします。

---

◎議案第50号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第60、議案第50号平成25年度横手市介護老人保健施設特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

説明を求めます。健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 ただいま議題となりました議案第50号平成25年度横手市介護老人保健施設特別会計補正予算（第3号）について説明いたします。

第1条では、債務負担行為の補正を行おうとするものでございます。

2ページの第1表をごらんください。

居室等カーテンリースについて、平成26年度から消費税率の改定により、限度額を変更しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は、厚生常任委員会に付託いたします。

---

◎議案第51号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第61、議案第51号平成25年度横手市指定通所介護事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

説明を求めます。健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 ただいま議題となりました議案第51号平成25年度横手市指定通所介護事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

第1条では、債務負担行為の補正を行おうとするものでございます。

2ページ、第1表をごらんください。

デジタル複合機リースについて、消費税率の改定により、限度額を追加しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は、厚生常任委員会に付託いたします。

---

◎議案第52号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第62、議案第52号平成25年度横手市市営温泉施設特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

説明を求めます。産業経済部長。

○遠藤久志 産業経済部長 ただいま議題となりました議案第52号平成25年度横手市市営温泉施設特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

予算書の1ページをお開きください。

第1条で、債務負担行為の追加、変更を行おうとするものでございます。

次のページ、2ページをごらんください。

第1表、債務負担行為補正におきまして、追加として、雄川荘送迎バスリースを、変更といたしまして、さくら荘電話機リースについて変更しようとするものでございます。いずれにつきましても、消費税の変更によるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は、産業建設常任委員会に付託いたします。

---

◎議案第53号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第63、議案第53号平成25年度横手市土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

○照井康晴 建設部長 ただいま議題となりました議案第53号平成25年度横手市土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをお願いいたします。

本案であります。歳入歳出予算の総額に変更はなく、第1条、繰越明許費の補正にありますように、繰越明許費について変更しようとするものでございます。

2ページの第1表をごらん願います。

1款1項土地区画整理費の三枚橋地区土地区画整理事業費総合交付金（基幹事業）において、繰越明許費を417万3,000円から879万2,000円に改めるものであります。これは、今冬の雪のため、区画街路の築造工事に係る支障物件の移転に不測の期間を要し、今年度中の工事完了が困難となったため、当該工事を繰り越しし翌年度の工事完成を目指すものであります。

歳入の内容であります。次の4ページをごらんください。

1款1項3目三枚橋地区土地整理事業費におきまして、歳出の組み替えを行ってございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は、産業建設常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎議案第54号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第64、議案第54号平成25年度横手市集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

説明を求めます。上下水道部長。

○鈴木弘志 上下水道部長 ただいま議題となりました議案第54号平成25年度横手市集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

第1条では、歳入歳出予算の総額からそれぞれ357万1,000円を減額し、総額を4億9,423万3,000円に改めようとするものでございます。

第2条の地方債の補正につきましては、4ページをお開き願います。

集落排水事業の限度額を記載のとおり変更しようとするものでございます。

次に、歳出についてご説明申し上げますので、9ページをお開き願います。

1款1項1目一般管理費では100万円を減額しております。これは、消費税の納税額として計上しておりましたが、確定申告により還付となったため、減額するものでございます。

次に、2款1項1目集落排水施設事業費では、起債対象事業費及び補助対象事業費の確定見込みにより、財源の振り替えを行うものです。

3款1項2目償還利子では262万円を減額しております。これは、企業債償還金利子の確定によるものです。

4款1項1目減債基金費では、減債基金積立金の確定によるものです。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、7ページをお開き願います。

1款1項1目分担金1,031万9,000円の増額は、受益者分担金の収入見込み額の増加によるものでございます。

2款1項1目使用料では421万1,000円を減額しておりますが、これは収入見込み額の減少によるものです。

3款1項1目集落排水事業県補助金77万3,000円の減額は、補助対象事業費の確定見込みによるもの



でございます。

5款1項1目一般会計繰入金では、3,546万8,000円を減額して、収支の均衡を図っております。

6款1項1目繰越金では、前年度繰越額の確定により、2,749万9,000円を増額しております。

8ページをごらんいただきます。

7款2項1目雑入96万3,000円の増額は、消費税の還付によるものでございます。

8款1項1目下水道債190万円の減額は、起債対象事業費の確定見込みによるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は、産業建設常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎議案第55号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第65、議案第55号平成25年度横手市浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。上下水道部長。

○鈴木弘志 上下水道部長 ただいま議題となりました議案第55号平成25年度横手市浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

第1条では、歳入歳出予算の総額からそれぞれ87万8,000円を減額し、総額を5,003万9,000円に改めようとするものです。

歳出からご説明申し上げますので、6ページをお開き願います。

1款1項1目一般管理費では50万円を減額しております。これは、消費税の納税額として計上しておりましたが、確定申告により還付となったため、減額するものです。

次に、2款1項2目償還利子では37万8,000円を減額しております。これは、企業債償還金利子の確定によるものです。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、5ページをお開き願います。

中段、5款1項1目雑入32万4,000円の増額は、消費税の還付によるものです。

上段の3款1項1目一般会計繰入金では120万2,000円を減額して、収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は、産業建設常任委員会に付託いたします。

---

◎議案第56号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第66、議案第56号平成25年度横手市西成瀬財産区特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。増田地域局長。

○遠藤晴美 増田地域局長 ただいま議題となりました議案第56号平成25年度横手市西成瀬財産区特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

1ページをごらんください。

第1条では、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ329万円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ202万9,000円に改めようとするものでございます。

次に、歳出をご説明申し上げますので、5ページをお開きください。

1款1項3目造林費の13節の委託料329万円を減額しております。これは、今年度予定しておりました藤倉地内の造林地の杉の枝打ちを今年度作成いたしました平成30年度までの新たな森林経営計画のもとで行うため、事業を平成26年度に先送りしたため、減額するものでございます。

次に、歳入であります。4ページの事項別明細書をごらんください。

1款の県支出金で166万5,000円減額し、4款の繰入金からは162万5,000円を減額し、収支の均衡を図っております。

説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

---

◎議案第57号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第67、議案第57号平成25年度横手市病院事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

説明を求めます。大森病院事務局長。

○金澤和彦 市立大森病院事務局長 ただいま議題となりました議案第57号平成25年度横手市病院事業会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

1ページをごらんいただきたいと思っております。

第2条は、収益的収入及び支出の予定額を補正するもので、収入につきましては6,078万1,000円、支出については4,341万3,000円を増額するものです。

第1款市立横手病院につきましては、第2項医業外収益において地方交付税の確定に伴い、4目他会計負担金を1,070万8,000円増額するものです。

支出では、第1項医業費用において1,070万8,000円を増額しております。これは、決算見込みにより1目給与費を3,816万6,000円減額し、2目材料費を4,000万円、3目経費を200万円、4目減価償却費を687万4,000円それぞれ増額するものです。

第2款市立大森病院事業収益につきましては、決算見込みにより第1項医業収益、3目その他医業収益を500万円増額し、第2項医業外収益において地方交付税の確定等に伴い、4目他会計負担金を498万6,000円、5目他会計繰入金金を4,008万7,000円、合わせまして4,507万3,000円を増額するものです。

第2款市立大森病院事業費用は、第1項医業費用において、3,410万5,000円を増額しております。これは、決算見込みにより2目材料費に3,000万円、3目経費につきまして550万円の増額、4目減価償却費を139万5,000円減額しております。また、第2項医業外費用につきまして、企業債利息の確定に伴い140万円の減額を計上するものでございます。

2ページをお開き願います。

第3条は、資本的収入の予定額を補正するものです。

第1款市立横手病院につきましては、地方交付税の確定に伴い、他会計出資金を231万4,000円減額し、決算見込みにより医療機器の更新等に伴う企業債を560万円減額、国県補助金を278万2,000円増額するものです。

第2款市立大森病院資本的収入は、医療機器等の更新に伴う企業債1,950万円を決算見込みにより減額するものでございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額4億8,602万9,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものです。

第4条は、起債の目的と限度額を改めるものでございます。決算見込みに基づきまして、市立横手病院では560万円、市立大森病院では1,950万円をそれぞれ減額し、限度額を合わせまして2億9,310万円とするものでございます。

3ページをごらんいただきたいと思えます。

第5条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費を市立横手病院で28億9,761万円に改めるものです。

第6条は、棚卸資産の限度額を両病院合わせまして16億9,734万4,000円に改めようとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は、厚生常任委員会に付託いたします。

---

◎議案第58号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第68、議案第58号平成25年度横手市水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。上下水道部長。

○鈴木弘志 上下水道部長 ただいま議題となりました議案第58号平成25年度横手市水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

水道補の1ページをお開き願います。

第2条は、収益的収入及び支出の予定額の補正でございます。

収入では、第1款水道事業収益の総額17億7,710万円に105万7,000円を増額し、収入総額を17億7,815万7,000円に改めようとするものです。

第1項営業収益34万4,000円及び第2項営業外収益71万3,000円の増額は、手数料、賃貸料などの決算見込みによるものでございます。

次に、支出では、第1款水道事業費用の総額20億2,451万6,000円から5,791万1,000円を減額し、支出総額を19億6,660万5,000円に改めようとするものです。

第1項営業費用は6,204万2,000円の減額は、工事請負費など決算見込みに伴う減額であります。

第3項特別損失413万1,000円の増額は、不納欠損の見込み額によるものです。

次に、2ページをお開き願います。

第3条は、資本的収入及び支出の予定額の補正でございます。

収入では、第1款資本的収入の総額17億7,810万7,000円から1億1,506万4,000円を減額し、収入総額を16億6,304万3,000円に改めようとするものです。

第1項企業債1億1,230万円の減額、第2項出資金200万円の減額、第3項国庫補助金1,047万2,000円の減額は、補助対象事業費及び起債対象事業費の確定見込みに伴う減額でございます。

第5項水道加入金970万8,000円の減額は、決算見込みによるものでございます。

次に、支出では、第1款資本的支出の総額27億6,761万1,000円から1億9,425万8,000円を減額し、支出総額を25億7,335万3,000円に改めようとするものです。

第1項の建設改良費1億9,392万円の減額及び第3項国庫補助金返還金33万8,000円の減額は、契約差金など工事費の確定見込み及び決算見込みによる減額です。

なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額9億1,031万円につきましては、過年度分の損益勘定留保資金を8億524万1,000円に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額を7,774万1,000円に改め、不足額を補填するものでございます。

第4条、他会計からの補助金につきましては、繰り出し基準の確定見込みにより一般会計からの補助

金を5,759万5,000円に改めようとするものでございます。

3ページをお開き願います。

第5条の企業債につきましては、事業費確定見込みにより限度額を改めようとするものでございます。

第6条は、大沢第二浄水場整備事業に関する継続費の総額と年割額を記載のとおり改めようとするものでございます。

4ページをお開き願います。

4ページでは、債務負担行為、上下水道部料金業務委託の消費税率改正分についての期間と限度額を定めようとするものでございます。

なお、詳細につきましては、5ページ以降の補正予算に関する説明書に記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は、産業建設常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎議案第59号の上程、説明、質疑、委員会付託

○木村清貴 議長 日程第69、議案第59号平成25年度横手市下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。上下水道部長。

○鈴木弘志 上下水道部長 ただいま議題となりました議案第59号平成25年度横手市下水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをお開き願います。

第2条は、業務の予定量の補正でございます。

主要な建設改良事業について、事業費の確定見込みにより業務の予定量を補正しようとするものでございます。

第3条では、収益的収入及び支出の予定額の補正でございます。

第1款下水道事業収益の総額16億7,131万1,000円から906万6,000円を減額し、収入総額を16億6,224万5,000円に改めようとするものです。

営業収益で906万6,000円を減額しておりますが、これは決算見込みにより下水道使用料を922万6,000円減額し、その他営業収益を16万円減額するものでございます。

次に、第1款下水道事業費用につきましては、総額17億798万円から1,500万円を減額し、支出総額を16億9,298万円に改めようとするものでございます。

営業費用1,500万円の減額は、流域下水道汚泥炭化施設維持管理負担金の確定によるものでございます。

次に、2ページをお開き願います。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額の補正でございます。

第1款資本的収入の総額11億7,118万9,000円から3,083万8,000円を減額し、収入総額を11億4,035万1,000円に改めようとするものでございます。

第1項の企業債1,920万円と第3項の補助金1,760万円の減額は、起債対象事業費及び補助対象事業費の確定見込みによるものです。

第4項の負担金596万2,000円の増額は、受益者負担金の決算見込みによるものです。

次に、第1款資本的支出の総額17億4,001万4,000円から3,789万4,000円を減額し、支出総額を17億212万円に改めようとするものです。

第1項の建設改良費3,789万4,000円の減額は、建設事業費の確定見込みによるものでございます。

なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額5億6,176万9,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金を1億9,147万5,000円に、当年度分損益勘定留保資金を3億6,096万8,000円に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額を932万6,000円に改め、不足額を補填するものでございます。

次に、3ページをごらんいただきます。

3ページの第5条の債務負担行為につきましては、平成26年4月からの消費税率引き上げに伴う公用車リースに係る債務負担行為の追加を行うものでございます。

第6条の企業債につきまして、事業費確定見込みにより限度額を改めようとするものでございます。

なお、詳細につきましては、5ページ以降の補正予算に関する説明書に記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

本案は、産業建設常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎議案第88号の上程、説明、質疑、討論、採決

○木村清貴 議長 日程第70、議案第88号平成25年度横手市一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第88号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第88号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。財務部長。

○石山清和 財務部長 ただいま議題となりました議案第88号平成25年度横手市一般会計補正予算（第10号）につきましてご説明申し上げます。

それでは、追加議案書の1ページ、予算書の1ページをごらんいただきたいと思います。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億円を追加いたしまして、補正後の歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ515億2,848万2,000円に定めようとするものでございます。

それでは、補正の内容につきまして、歳出からご説明申し上げますので、5ページをお開きください。

8款土木費、2項道路橋りょう費、5目雪対策費で除雪費に3億円を追加計上してございます。これは、今冬の豪雪に適切に対応するため、除排雪事業費を追加するものでございます。これによりまして、除雪費の累計額につきましては15億6,401万2,000円になります。

次に、歳入についてご説明いたしますので、同じく5ページの上段をごらんいただきたいと思います。

18款繰入金で、財政調整基金から繰入金3億円を措置いたしまして、収支の均衡を図ってございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議案第88号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○木村清貴 議長 起立全員であります。したがって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま議案第88号が議決されましたが、条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定により議長に一任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に一任することに決定いたしました。

---

◎散会の宣告

○木村清貴 議長 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明2月25日は、午前10時から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 4時04分 散 会